

2021

ライフネット生命の現状



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

正直に わかりやすく、 安くて、便利に。

ライフネット生命は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念を掲げています。

2020年度は、新契約件数が開業以来初めて10万件を突破し、3事業年度連続で過去最高の新契約件数となりました。今後も、事業環境やお客さまの行動様式の変化に迅速に対応しつつ、「顧客体験の革新」と「販売力の強化」を重点領域として、「オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー」を目指します。引き続き、温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **森 亮介**







お客様の行動様式の変化に迅速に対応しつづけ、
オンライン生保として成長と変革に挑戦する。



経営陣が語る

4 これからのライフネット生命

ライフネット生命のこれまでの取り組みと
目指すべき未来を語る

6 経営方針

「顧客体験の革新」と「販売力の強化」を重点領域として、
「オンライン生保市場の拡大を力強く牽引する
リーディングカンパニー」を目指す

重点領域 1

8 顧客体験の革新

デジタルテクノロジーを活用し、
全てのサービスを質的に高め進化させる

重点領域 2

10 販売力の強化

積極的なプロモーション及び
代理店・ホワイトレーベルの拡大により、
圧倒的な集客を実現する

11 ライフネットの生命保険マニフェスト

12 お客さま本位の業務運営

13 コーポレート・ガバナンス

14 経営陣



右頁

代表取締役社長
森 亮介

取締役副社長
木庭 康宏

取締役（常勤監査等委員）
山崎 隆博

左頁

取締役
横澤 淳平

取締役
近藤 良祐

経営陣が語る これからのライフネット生命

森 ■ 当社はオンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーという目指す姿を実現するために、新たな経営体制では、「正直に わかりやすく、安く、便利に。」という生命保険マニフェストの下、「グロース（成長）」と「トランスフォーメーション（変革）」をキーワードとして経営していきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大

森 ■ 2020年度を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、お客さまに万が一のときの安心をお届けする手段として、オンライン生保に注目が集まり、成長への手ごたえを感じた一年でした。
近藤 ■ 生命保険は、対面で人を介して潜在的なニーズを掘り起こさないと売れないと言われていますが、本来は、お客さまが必要性を感じて購入できるものなのです。コロナウイルスの感染拡大を通して、お客さまの行動様式が大きく変わってきたことは、当社にとっては大きな事業機会だと考えています。これをきっかけに、お客さまがご自身で、生命保険を比較して、納得して、購入する、というスタイルがより一層浸透していくと考えています。

「ストレスフリー」と「エンゲージメント」を合言葉に

木庭 ■ お客さまが生命保険の必要性を感じたときに、当社のブランドを自然と思い浮かべていただけるようになっていきたいですね。

当社の認知度はまだまだ低いので、より多くのお客さまに知ってもらうために、積極的なプロモーションを展開しています。時代に合った手法も取り入れつつ、ウェブサイトに来ていただいたお客さまには、「ストレスフリー」と「エンゲージメント」を合言葉に、オンライン上でも一人ひとりに寄り添ったサービスを心掛けています。

森 ■ 当社の経営方針の重点領域である「販売力の強化」と「顧客体験の革新」は、まさしくそういうことを実現したいという思いから掲げているものです。

木庭 ■ はい。お客さまに、当社のブランドを知ってもらい、心地良い顧客体験をデ



ザインしていくことで、生命保険への複雑で難しいという印象も変えていければと思っています。

スマートフォンでより便利に



横澤 ■ 当社のお客さま体験は、今はスマートフォンが中心です。スマホのサービスは日々進化が起きていて、お客さまが当たり前と感じる期待値はどんどん高まっています。生命保険に限らず、お客さまがこれは便利だなと感じるオンライン上の体験を、いかに当社のサービスにも応用できるかという観点も大事だと思っています。

森 ■ それを機動的に実現するためには、安定性も柔軟性も兼ね備えたシステムが不可欠です。お客さま情報の取り扱いなどの守りと新たに挑戦していくことの攻めはどちらも本当に大切で、両面での対応が求められます。

横澤 ■ 生命保険会社は超長期の契約を



お預かりするため、堅牢なシステムの構築は大前提ですが、そのうえで、お客さまに、より早く安定的なサービスを提供していくよう、新たなシステム開発手法の導入やテクノロジー活用も進めていきます。

新たな挑戦とともに、 お客さまに信頼され続ける会社に

山崎 ■ 戦後初の独立系生命保険会社である当社に求められていることは、新たな挑戦によって、お客さまに新しい価値を届けていくことだと思っています。

一方で、生命保険という超長期の契約をお預かりする立場として、お客さまに信頼いただける会社であることも基本となります。

森 ■ 当社は、コーポレート・ガバナンスの向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行しました。上場企業として持続的な成長と変革を目指していきます。



トランスフォーメーション (変革)に向けて

森 ■ 次に、これからのライフネット生命について話していきます。

当社は、開業来「正直に わかりやすく、安く、便利に。」を軸とした、ライフネットの生命保険マニフェストを経営理念に掲げており、マニフェストに沿った事業運営は大前提として、今後も変えることなく進めていきます。



近藤 ■ 元々、生命保険は非常にシンプルな相互扶助の考えから始まっていますが、現在は複雑でわかりにくいという印象だと思います。

生命保険を、これまでの「保険会社がお客さまに売るもの」から、「お客さまが自ら買えるもの」に変えていくことも、当社のチャレンジのひとつです。

多くのお客さまから選ばれ、 選ばれ続ける会社に

木庭 ■ 生命保険の複雑さやわかりにくさは、お客さまにお声を聞くと多く寄せられる回答です。生命保険を探し、契約し、契約を管理し、保険金や給付金を請求するといった一連の手続きそれぞれに未だ課題が多く残っています。

これらのお客さまが抱える課題にしっかり向き合い、解決し、その結果として、より

多くのお客さまから選んでもらい、選び続けてもらえる会社でありたいですね。

横澤 ■ さらに、より便利なお客さま体験を届けるためにテクノロジーを活用すること、そして、オンライン生保だからこそ、人肌感や温かみのある対応も心掛けることは、当社らしい価値をお客さまに提供していく上で忘れてはいけないことだと思います。

オンライン上で、 お客さまと生命保険サービスを つなぐ架け橋に

森 ■ 金融のデジタル化も進み中でお客さまのオンライン生命保険への期待の大きな高まりを感じています。

当社は、お客さまが求めるより良い商品・サービスを、オンライン上で幅広く提供することで、「お客さまと商品・サービスをつなぐ架け橋」を目指し、あるべき生命保険の未来を実現していきます。

最後に、今後も生命保険会社としてお客さまに必要とされ、上場企業として株主・投資家の皆さまからも応援される存在であり続けるために、新たな経営体制でも、信頼ある行動を積み重ねていきます。



経営方針



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる 販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する
経営目標	EEV(ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー)を企業価値を表す重要な経営指標とし、 早期の2,000億円到達を目指す

主な経営指標

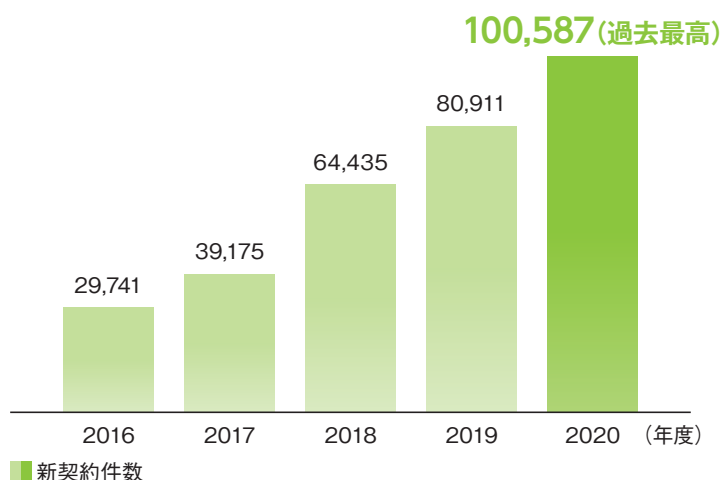
2020年度の新契約件数は過去最高となり、保有契約件数も力強く伸長しています。

財務健全性を示す指標であるソルベンシー・マージン比率は、引き続き十分な支払い余力を確保しています。

新契約件数

100,587件

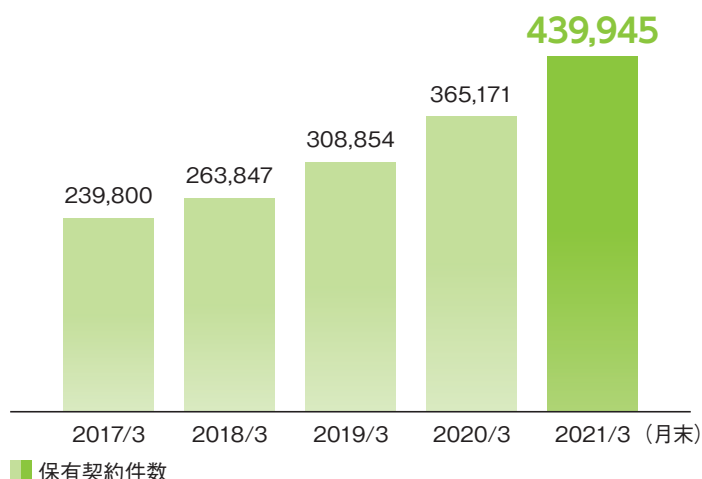
▲ 前事業年度比 124.3%



保有契約件数

439,945件

▲ 前事業年度末比 120.5%



ソルベンシー・マージン比率

2,647.1%

(2021年3月31日現在)

ソルベンシー・マージン(Solvency Margin)比率は、大震災など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力(=ソルベンシー・マージン)を有しているかどうかを判断するための、行政監督上の指標のひとつです。
※ソルベンシー・マージン比率は、200%以上であれば、生命保険会社の健全性に係るひとつの基準を満たしているとされます。

ストレスフリーなサービスの提供

商品開発からサービスに至るまで、顧客体験(CX)の視点からストレスフリーに。

パーソナライズされた コミュニケーション

お客様の属性/契約データに加え、各チャネルでの行動データを分析することで、どのような方が、どのような場面で、どう行動すると、どのような変化が起きるのかを予測します。この予測に基づき、一人ひとりのお客様に、より最適なコミュニケーションの実現を図っています。



お申し込みがオンラインで完結

オンラインで24時間いつでも、保険のお申し込みができます。クレジットカードでのお支払いはもちろん、スマートフォンなどで本人確認書類を撮影し、画像をアップロードすることで、簡単にお手続きが完了します。



給付金の請求もスピーディー

医療保険の給付金請求時における医師の診断書の提出を原則不要とし、お客様の診断書の取得費用と時間や手間を省いています。また、給付金の請求も、オンラインで完結することができます。

※保障内容や治療内容によって、医師の診断書の提出が必要な場合があります。

2020年度
保険金等のお支払いに要した
平均営業日数

2.59日

※請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は、平均支払所要日数の計算に含めていません。

エンゲージメントを高めるお客さま接点

お客さまとの接点をより多く、より有意義なものにしていくために。

オンラインふれあいフェア

定期的にご契約者さまとの集いを開催し、当社の業績や新しい取り組みについてお客さまと直接お話しする機会を設けています。これまでは会場にお越しいただいて開催していましたが、2020年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで開催しています。「ネットの会社だからこそ、リアルなお客さまとの接点を大事にしたい」という思いで、開業以来、続けています。



ライフネット生命アプリ

主にご契約者の皆さま向けの「ライフネット生命アプリ」は、生体認証ログイン機能付きです。お手元のスマートフォンで各種手続きを簡単に進めていただくのみならず、当社とのつながりをより身近に感じていただけます。



ライフネット生命レター、 ライフネットメール

年に1回お送りしている「ライフネット生命レター」では、契約内容の確認や、保険金・給付金等の請求漏れがないかをご案内しています。そのほかにも新商品や新サービスなどのご案内を郵送物やメールなど、お客さまに便利な形でお届けします。



積極的なプロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現します。

インターネットチャネルの強化

開業以来の軸であるインターネットチャネルでは、当社がこれまで培ってきたノウハウを活かし、継続的な広告宣伝によって認知度及びブランド力のさらなる強化を図ることで、より多くのお客さまに当社を選んでいただけるよう努めます。



ホワイトレーベルチャネルの強化

auの生命ほけん

当社は、巨大な顧客基盤と強固なブランド力のあるKDDI株式会社と業務提携契約を締結し、KDDIグループ各社と新しい金融サービスの提供に取り組んでいます。「auの生命ほけん」は、auの通信契約とauの生命ほけん両方の契約があるお客さまに、保険1契約につき、毎月200円が最大60ヶ月還付される保険商品です。今後も、それぞれの強みを活かした商品・サービスを、共同で提供していきます。

マネーフォワードの生命保険

2021年2月に、ホワイトレーベル事業のパートナーとしては初めてとなるテクノロジー企業として、株式会社マネーフォワードと業務提携契約を締結しました。2021年7月から、マネーフォワード社が提供するお金の見える化サービス「マネーフォワード ME」を利用するお客さまに向けて、当社の保険商品をホワイトレーベル商品「マネーフォワードの生命保険」として提供開始しました。

セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん

「セブン・フィナンシャルサービス」ブランドの保険商品を2020年4月に発売開始しました。セブン&アイグループのお客さまに対して、自社グループブランドの生命保険商品を販売しています。

ライフネットの生命保険マニフェスト

「正直に わかりやすく、安くて、便利に。」

第1章

私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険の未来をつくる。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖がほしい」という希望から生まれてきたという原点を忘れずに。
- (2) 私たちは、お客さまの声に耳を傾け、お客さまに何が必要かを常に考え行動する。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける。
- (4) 顔の見える会社にする。私たちは、経営のこと、商品のこと、社員のこと、どんな会社なのか、正直に伝える。
- (5) 私たちは、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづける。100年後もお客さまに安心を届けられる会社であるために。
- (6) 私たちは、常に誠実に行動する。コンプライアンスを遵守し、倫理を大切にします。

第2章

生命保険を、 もっと、わかりやすく

- (1) 私たちは、「生命保険がわかる」情報を提供する。お客さまが自分にあった保障を納得して、選べるように。
- (2) 私たちは、誰もが読んで理解できる「約款」(保険契約書)をつくる。
- (3) 私たちは、お申し込みだけでなく、保険金・給付金を請求するときにこそ、わかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届ける。

第3章

生命保険料を、 安くする

- (1) 私たちは、保障内容を過剰にしない。必要な備えを、適正な生命保険料で提案する。
- (2) 私たちは、よい商品を安く提供するための工夫を怠らない。
- (3) 私たちは、生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしいと考える。

第4章

生命保険を、 もっと、便利に

- (1) 私たちは、ご契約の検討から保険金・給付金の受け取りまで、あらゆる場面でお客さまの便利を追求する。
- (2) 私たちは、私たちの考えに共鳴してくれたパートナーと協力して、お客さまに商品やサービスを届ける手段を増やす。
- (3) 私たちは、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やす。
- (4) 私たちは、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくる。

お客さま一人ひとりの生き方を応援する企業でありたい。
そのために、これからも挑戦を続けます。

ライフネット生命保険株式会社

お客さま本位の業務運営

当社は、2017年6月に「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定し、現在に至るまで2度見直しを行い、公表しています。当方針における取組み状況については、策定した成果指標の数値を定期的に公表し、改善を図ることで、より良いお客さま本位の業務運営を目指しています。



LIFENET
LIFENET INSURANCE COMPANY

お客さま本位の業務運営に関する方針

1 お客さま本位の業務運営を実践するための「生命保険マニフェスト」

当社は、2008年5月の開業から、「正直に経営し、わかりやすく、安く便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念に基づき、「ライフネットの生命保険マニフェスト」を定めて業務を運営しています。

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」を行動指針にすることによって、お客さま本位の業務運営を実践できると考えており、「ライフネットの生命保険マニフェスト」に基づいて、お客さま一人ひとりの生き方を応援する企業でありたいと考えています。

2 私たちの行動指針

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第1章において、「私たちの行動指針」を定めています。当社は、お客さまの声に耳を傾け、お客さまにとって本当に必要なことを考え行動し、当社がどんな会社なのかを正直に伝えます。また、お客さまとの取引の際に利益相反が生じないよう管理を行うとともに、「自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける」ことを指針とします。さらに、お客さまに安心を届けるために、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづけます。また、「常に誠実に行動し、コンプライアンスを遵守」していきます。

3 生命保険を、もっと、わかりやすく

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第2章を「生命保険を、もっと、わかりやすく」として、お客さまが自分にあった保障を納得して選べるように、必要な情報を積極的に提供します。そのために、誰もが読んで理解できる約款(保険契約書)をつくり、また、実際の保険金・給付金の請求時にこそわかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届けます。

4 生命保険料を、安くする

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第3章を「生命保険料を、安くする」として、お客さまに必要な保障を適正な保険料で提案できるように、保障内容を過剰にせず、よい商品を安く提供するための工夫をします。お客さまの立場に立ち、「生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしい」という願いを持っています。

5 生命保険を、もっと、便利に

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第4章を「生命保険を、もっと、便利に」として、当社の考えに共鳴するパートナーと協力し、保険の検討から保険金・給付金の受け取りまで、保険に関するお客さまの利便性を追求します。また、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やします。そして、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくります。

6 お客さま本位の業務運営を継続するための取り組み

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」が業務運営の基礎となることを強く認識するとともに、従業員に対しても教育等を通じて浸透を図ることに加え、その行動を適切に評価できるような人事評価の整備を行い、継続的な実践に努めます。

当社は、「販売手数料体系についての考え方」の中で、代理店に対する当社の考え方を開示するとともに、当該考え方について継続的な見直しを行っています。

ライフネット生命保険株式会社

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しています。

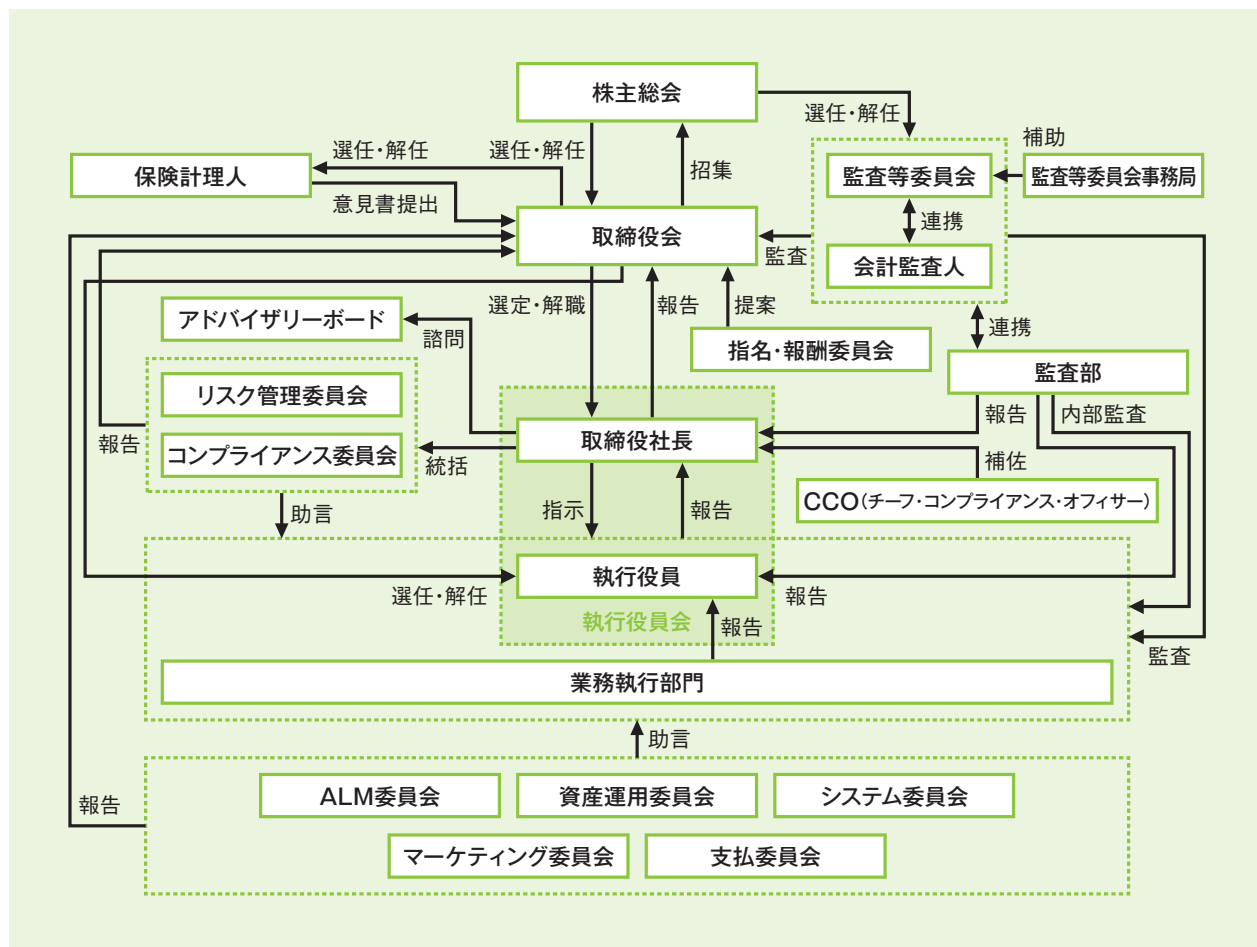
コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築していましたが、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を有することにより、取締役会の監督機能を一層強化し、持続的な企業価値向上を図ることを目的として、2021年6月に「監査等委員会設置会社」へ移行しました。取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行い、経営監視機能の客観性及び中立性を高める目的において、相当数を社外取締役としています。取締役会から独立した監査等委員会は、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について監査・監督を行っています。また、取締役の指名・報酬に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置しています。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。

社外取締役

当社は、取締役9名のうち社外取締役4名（そのうち、監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役2名）を選任しています。

社外取締役は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の職務執行の監督及び監査を行っています。



経営陣



代表取締役社長
森 亮介
RYOSUKE MORI



取締役副社長
木庭 康宏
YASUHIRO KOBAYASHI



取締役
近藤 良祐
RYOSUKE KONDO



取締役
横澤 淳平
JUNPEI YOKOZAWA



社外取締役
水越 豊
YUTAKA MIZUKOSHI



社外取締役
齊藤 剛
TAKESHI SAITO



取締役(常勤監査等委員)
山崎 隆博
TAKAHIRO YAMASAKI



社外取締役(監査等委員)
林 敬子
KEIKO HAYASHI



社外取締役(監査等委員)
山下 知之
TOMOYUKI YAMASHITA



執行役員
片田 薫
KAORU KATADA



執行役員
岸本 巖
IWAO KISHIMOTO

(2021年7月1日現在)

会社情報

1 会社の概況及び組織	16	6 販売商品	31
1. 沿革	16	1. 販売商品一覧	31
2. 取締役・執行役	18	2. ご契約の流れ	32
3. 従業員等の状況	20	3. 付加保険料の開示	32
4. 経営の組織	20	7 保険金・給付金のお支払い	33
5. 資本金の推移	21	1. 保険金・給付金の支払状況	33
6. 株式の総数	21	2. 支払事案の概要	34
7. 株式の状況	21	3. 支払不可事由該当事案の概要	34
8. 主要株主の状況	21	8 保険会社の運営	35
9. 会計監査人の名称	21	1. コーポレート・ガバナンスの状況	35
10. 会計参与の氏名又は名称	21	2. コンプライアンス体制の整備状況	36
2 保険会社の主要な業務の内容	22	3. ERM・リスク管理体制の整備状況	36
1. 主要な業務の内容	22	4. 情報セキュリティ管理体制の整備状況	37
2. 経営方針	22	5. 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて（保険業法第121条第1項第1号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性）	37
3 2020年度経営指標等の報告	23	6. お客さまの個人情報の保護	37
1. 主要業績	23	7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	38
2. 三利源の開示（基礎利益の内訳）	24	8. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	38
3. ソルベンシー・マージン比率の開示	26		
4. エンベディッド・バリュー（EV）の状況	27		
4 直近事業年度における事業の概況	28		
5 お客さまとのコミュニケーション	29		
1. ご契約者との集い	29		
2. お客さまの相談・苦情への対応状況	29		
3. お客さまに対する情報提供	30		
4. 商品に関する情報提供	30		
5. 営業職員・代理店教育・研修の概略	30		

1 会社の概況及び組織

1. 沿革

2006年

10月	あすかDBJ投資事業有限責任組合、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（現マネックスグループ株式会社）から出資を受け、生命保険準備会社「ネットライフ企画株式会社」を設立
-----	---

2007年

8月	本社を東京都千代田区麹町へ移転
----	-----------------

2008年

3月	「ライフネット生命保険株式会社」に商号変更
4月	生命保険業免許取得
5月	営業開始
8月	第1回ご契約者との集い「ふれあいフェア」を開催
11月	付加保険料率を全面開示

2009年

6月	日本初となるモバイルサイトでの生命保険申し込み受付サービスを開始
8月	保有契約件数1万件を突破 日本最大級の保険比較サイト「保険市場」を運営する株式会社アドバンスクリエイトと資本業務提携

2010年

2月	生命保険では初の本格的な個人向け就業不能保険「働く人への保険」の販売を開始
----	---------------------------------------

2011年

6月	ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー（EEV）の開示を開始
12月	保有契約件数10万件を突破

2012年

3月	東京証券取引所マザーズに上場
6月	スマートフォンによる生命保険申し込み受付サービスを開始
10月	医療費負担連動タイプの医療保険「じぶんへの保険プラス」（がん・先進医療保障付き）の販売を開始

2013年

2月	保有契約者数10万人を突破
----	---------------

2014年

3月	医療保険の給付金請求手続きがウェブサイトから24時間可能となる環境を整備
5月	リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」、終身医療保険の新商品「新じぶんへの保険」、「新じぶんへの保険レディース」の販売を開始
8月	人生と仕事とお金について考えるウェブメディア「ライフネットジャーナル オンライン」をオープン

2015年	
4月	契約時の必要書類をスマホなどで撮影し、ウェブサイトから提出可能とする環境を整備 KDDI株式会社と資本業務提携契約を締結
11月	同性パートナーを死亡保険金受取人に指定可能とする取扱いを開始
2016年	
3月	業界初、医療保険の給付金請求手続きがオンラインで完結
4月	KDDI株式会社との協業により、「auの生命ほけん」の販売を開始
6月	就業不能保険の新商品「働く人への保険2」の販売を開始
7月	生命保険会社で初めて「LINEビジネスコネクト」を活用した保険相談サービスを開始
9月	コンタクトセンターの日曜・祝日営業（保険相談のみ）を開始
12月	還付金付き「auの生命ほけん」の販売を開始 申し込み手続きをペーパーレス化
2017年	
6月	「お客さま本位の業務運営に関する方針」を公表
8月	働く人のためのがん保険「ダブルエール」の販売を開始
11月	先進医療給付金の直接支払いサービスを開始
2018年	
4月	リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」の販売を開始
5月	開業10周年
11月	新たな経営方針を策定
2019年	
1月	保有契約件数30万件を突破
12月	終身医療保険「じぶんへの保険3」、「じぶんへの保険3レディース」の販売を開始 KDDI株式会社、auフィナンシャルホールディングス株式会社との三社間で業務提携契約を締結
2020年	
2月	保険募集代理店として、株式会社justInCaseが提供するP2P保険「わりかん がん保険」の販売を開始
4月	「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」の販売を開始
7月	アジア、欧州を中心とする海外市場から資本調達を実施
9月	保有契約件数40万件を突破
2021年	
2月	株式会社マネーフォワードと業務提携契約を締結
5月	合併会社（子会社）「ライフネットみらい株式会社」を設立
6月	就業不能保険の新商品「働く人への保険3」の販売を開始
7月	「マネーフォワードの生命保険」の販売を開始

2. 取締役・執行役 (男性8名、女性1名 取締役及び執行役のうち、女性比率11%)

(2021年7月1日現在)

役職名	氏名	主な経歴
代表取締役社長	もり 森 亮 介	2007年 4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2012年 9月 当社 入社 2013年 5月 当社 企画部長 2016年 1月 当社 執行役員 経営戦略本部長 2017年 4月 当社 執行役員 営業本部長 2017年 6月 当社 取締役 執行役員 営業本部長 2018年 6月 当社 代表取締役社長 (現任)
取締役副社長 執行役員	こ 木 庭 康 宏	2002年 4月 厚生労働省入省 2010年 9月 当社 入社 2013年10月 当社 法務部長 2015年 6月 当社 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2016年 1月 当社 執行役員 コーポレート本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2016年 6月 当社 執行役員 コーポレート本部長 2017年 4月 当社 執行役員 経営戦略本部長 2017年 6月 当社 取締役 執行役員 経営戦略本部長 2019年 7月 当社 取締役 執行役員 営業本部長 2021年 5月 ライフネットみらい株式会社 社外取締役 (現任) 2021年 6月 当社 取締役副社長 執行役員 営業本部長 (現任)
取締役 執行役員	こん 近 藤 良 祐	2003年 4月 パイオニア株式会社入社 2009年10月 株式会社かんぽ生命保険入社 2012年 3月 当社 入社 2016年 1月 当社 経営戦略本部 経営企画部長 2017年 4月 当社 営業本部 営業企画部長 2018年 6月 当社 執行役員 営業本部長 2019年 7月 当社 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部 2021年 6月 当社 取締役 執行役員 (現任)
取締役 執行役員	よこ 横 澤 淳 平	2003年 4月 NTTデータネットワーク株式会社 (現 株式会社 NTT データ・フィナンシャルコア) 入社 2008年 5月 当社 入社 2018年 4月 当社 営業本部 KDDI事業部長 2020年 7月 当社 お客さまサービス本部 事務企画部長 2021年 4月 当社 執行役員 システム戦略本部長 2021年 6月 当社 取締役 執行役員 お客さまサービス本部長、 システム戦略本部長 (現任)
取締 役	みず 水 越 豊	1980年 4月 新日本製鐵株式会社 (現 日本製鉄株式会社) 入社 2004年 5月 ポストン コンサルティング グループ シニア・ヴァイス・プレジデント 2005年 1月 同社 日本代表 2016年 1月 同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター 2016年 6月 当社 社外取締役 (現任) アサガミ株式会社 社外取締役 (現任) 2018年 1月 ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (現任) 2018年 6月 株式会社カプコン 社外取締役 (現任) 2020年 1月 株式会社ADKホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任)
取締 役	さい 齊 藤 剛	1989年 3月 第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社) 入社 2014年 4月 同社 コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業管理部長 2019年 4月 同社 経営管理本部経営管理部長 2021年 4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員常務 (現任) auフィナンシャルサービス株式会社 取締役 (現任) auペイメント株式会社 取締役 (現任) 2021年 6月 当社 社外取締役 (現任)

役職名	氏名	主な経歴
取締役 (常勤監査等委員)	やま しま たか ひろ 山 崎 隆 博	1981年 4月 日本生命保険相互会社入社 2004年 3月 同社 国際業務部担当部長 2005年 3月 同社 米国法人社長 2007年12月 同社 証券管理部長 2009年 6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 常勤監査役 2013年 6月 同社 取締役企画業務部長 2015年 6月 当社 入社 執行役員 保険金部長 2016年 1月 当社 執行役員 お客さまサービス本部長 2018年 6月 当社 お客さまサービス本部長補佐 2019年 2月 当社 経営戦略本部長補佐 2019年 6月 当社 常勤監査役 2021年 5月 ライフネットみらい株式会社 社外監査役 (現任) 2021年 6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現任)
取締役 (監査等委員)	はやし けい こ 林 敬 子	1986年 4月 東京国税局入局 1990年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1994年 3月 公認会計士登録 2006年 7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー 2013年10月 デロイト トーマツ グループ D&I推進責任者 D&I担当パートナー 2016年 7月 日本公認会計士協会 常務理事 (現任) 2018年11月 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役 2020年 6月 当社 社外取締役 株式会社明電舎 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年 2月 日本ファイルコン株式会社 社外監査役 (現任) 2021年 3月 日本ビルファンド投資法人 監督役員 (現任) 2021年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
取締役 (監査等委員)	やま した とも ゆき 山 下 知 之	1998年 4月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2000年 2月 タワーズペリン (現 ウィリス・タワーズワトソン) 入社 2004年 6月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 2010年 1月 同社 投資銀行部門アドバイザーグループヴァイス・プレジデント 2012年 3月 マクラガン・パートナーズ・アジア・インク (現 エーオンソリューションズジャパン株式会社) 入社 2015年 4月 同社 在日代表 2017年 1月 エーオンヒューイットジャパン株式会社 (現 エーオンソリューションズジャパン株式会社) マクラガン・金融法人部門ヘッド 2019年 7月 同社 代表取締役社長 (現任) 2020年 9月 Aon plcパートナー (現任) 2021年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

(注) 水越豊、齊藤剛、林敬子及び山下知之の各氏は、社外取締役です。

3. 従業員等の状況

(1) 従業員の在籍・採用状況

区分	2019年度末 在籍数	2019年度 採用数	2020年度末 在籍数	2020年度 採用数	2019年度末		2020年度末	
					平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	160名	27名	165名	21名	39.3歳	4.9年	40.0歳	5.2年
(男 性)	82	12	89	16	40.4	5.3	41.1	5.2
(女 性)	78	15	76	5	38.0	4.5	38.7	5.2
営業職員	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当社には総合職・一般職の区分はありません。従業員には、正社員及び契約社員を含んでおります。また、他社からの出向者を含み、当社からの出向者を含んでおりません。なお、当社はインターネットを主な販売チャネルとしており、営業職員は在籍しておりません。

(2) 平均給与月額（内勤職員）

(単位：千円)

区分	2020年3月	2021年3月
内勤職員	559.8	555.5

(注) 平均給与月額は税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。

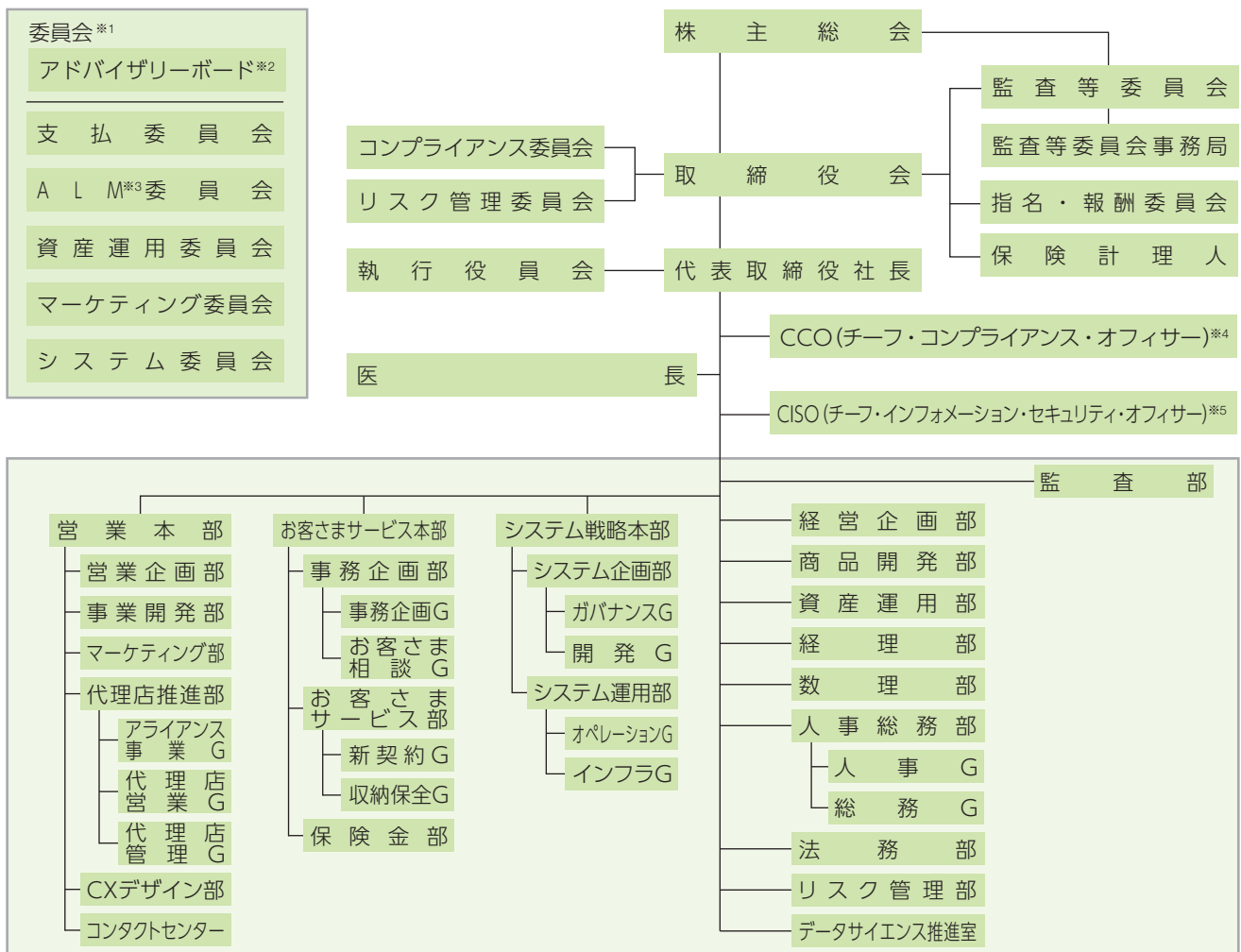
(3) 平均給与月額（営業職員）

該当事項はありません。

4. 経営の組織

(1) 組織図

(2021年7月1日現在)



*1 経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、各種委員会を設置しております。

2 経営全般に対する大所高所からのアドバイスを確保するため、社外の有識者からなるアドバイザリーボードを組織しております。

3 Asset Liability Management (資産・負債の総合管理)

4 全社的なコンプライアンス強化の観点から、CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を置き、法務部と連携してコンプライアンスを統括しております。

5 情報資産の保護及び管理の重要性の観点から、CISO(チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー)を置き、必要な業務を統括しております。

(2) 店舗網一覧

当社はインターネットを主な販売チャネルとしていることから、店舗を有しておりません。

5. 資本金の推移

(単位：百万円) (2021年3月31日現在)

年月日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘要
2006年10月23日	-	50	設立
2007年 5月21日	750	800	増資
2007年 5月31日	210	1,010	増資
2007年12月26日	2,990	4,000	増資
2008年 3月31日	2,600	6,600	増資
2012年 3月14日	3,878	10,478	増資
2012年 4月 1日～2013年 3月31日	6	10,484	新株予約権の行使
2013年 4月 1日～2014年 3月31日	15	10,500	新株予約権の行使
2015年 5月22日	1,520	12,020	増資
2016年 4月 1日～2017年 3月31日	116	12,136	新株予約権の行使
2019年 4月 1日～2020年 3月31日	63	12,200	譲渡制限付株式報酬・新株予約権の行使
2020年 4月 1日～2021年 3月31日	4,531	16,731	増資・譲渡制限付株式報酬・新株予約権の行使

6. 株式の総数

(2021年3月31日現在)

発行可能株式総数	100,000,000株
発行済株式総数	60,611,136株
株主数	5,109名

7. 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(2021年3月31日時点)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	60,611,136株	-

(2) 大株主

(2021年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
auフィナンシャルホールディングス株式会社	12,800,000	21.11
JP MORGAN CHASE BANK 380742	5,683,900	9.37
MSIP CLIENT SECURITIES	4,382,464	7.23
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	5.36
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,495,279	4.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,124,800	3.50
BNYMSANV RE BNYMIL RE LF RUFFER JAPANESE FUND	1,781,800	2.93
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,674,300	2.76
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,671,100	2.75
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	1,663,200	2.74
計	37,526,843	61.91

(注) 1. 持株比率は自己株式(127株)を控除して計算しております。

2. Swiss Re Life Capital Ltdから、2017年3月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年3月17日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(2)大株主」には名称を記載しておりません。

8. 主要株主の状況

(2021年3月31日現在)

名称	主たる営業所 又は事務所の所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に 占める所有株式等の割合
auフィナンシャル ホールディングス 株式会社	東京都中央区	20,000百万円	銀行法・保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理、その他当該業務に付帯する業務、および銀行法・保険業法により銀行持株会社・保険持株会社が営むことができる業務	2019年4月1日	21.11%

9. 会計監査人の名称

(2021年6月15日現在)

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 廣瀬 文人

10. 会計参与の氏名又は名称

該当事項はありません。

2 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

当社は、2006年10月23日に設立され、保険業法に基づく免許・認可を得て2008年5月18日より営業を開始した、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。相互扶助という生命保険の原点を忘れず、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、生命保険事業を営んでおります。主な事業内容は以下のとおりです。なお、当社は生命保険事業の単一セグメントとなっております。

(1) 保険引受業務

生命保険業免許に基づき、人の生存又は死亡に関して一定額の保険金等を支払うことを約し保険料を収受する保険の引受業務を営んでおります。

(2) 資産運用業務

保険業法、同法施行規則に定めるところにより、生命保険の保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を営んでおります。

(3) 業務の代理・事務の代行業務

他の保険会社等の業務の代理または事務の代行を行っております。

2. 経営方針

当社は、2018年11月に経営方針を策定し、経営目標に「EEVの早期の1,000億円到達を目指す」ことを掲げ、重点領域である「顧客体験の革新」及び「販売力の強化」に取り組むことで着実な成長を続けています。EEVは、2021年3月末時点で951億円に達し、経営目標である1,000億円到達が近づいています。そのため、当社は、経営目標を「EEVの早期の2,000億円到達を目指す」ことに変更し、より一層の成長と高い収益力の実現を目指します。

経営方針の骨子は以下のとおりです。

経営方針の骨子

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	・顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる ・販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する
経営目標	EEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の2,000億円到達を目指す

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の行動様式が大きく変化しました。この変化をオンライン生保としての当社の価値をより多くのお客さまに提供する事業機会であると捉え、2020年7月の海外公募増資により得た成長資本を活用しながら重点領域に注力することで、さらなる成長と生命保険のインターネット企業への変革を目指します。

そのために、当社は以下の対処すべき課題に対して取組みを推進してまいります。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症によって、事業環境やお客さまの行動様式に急速な変化が起きています。当社は、この大きな変化に柔軟に対応できるよう、システム開発等を行うことで、時代に合った商品・サービスの提供を実現します。また、従業員の働き方の観点においても、多様性を尊重しながら、生産性の向上と効率的な事業運営ができるよう当社内の体制整備を進めるとともに、組織力を強化するための取組みを図ります。

(2) 保有契約業績の持続的な成長

当社は、重点領域の「顧客体験の革新」と「販売力の強化」に取り組むことで、新契約業績の持続的な成長及び解約失効率の改善等を行い、保有契約業績の2桁パーセント成長を目指します。

「顧客体験の革新」においては、お客さま視点でストレスフリーな商品・サービスの設計・開発を行うとともに、お客さまの当社に対するエンゲージメントを高めることで長期にわたる信頼関係を構築し、保有契約の拡大を図ります。デジタルデータの分析に注

かし、お客さまとの接点を一元管理することで、それぞれのお客さまにあった質の高いコミュニケーションを実現し、ニーズにそった商品・サービスを提供します。また、当社は2021年6月に就業不能保険の新商品「働く人への保険3」を発売しました。個人向け就業不能保険をいち早く採り入れた生命保険会社として、働けなくなるリスクに備えるだけでなく、就業不能状態から回復して再び働くことをサポートするという新しいコンセプトのもと、保障内容を拡充しています。当社がお客さまに対して提供するものは、生命保険の保障だけに留まらず、お客さまが当社と接するすべてのプロセスにおけるより良い顧客体験であると捉え、その価値を向上させるための取組みを推進します。

次に、「販売力の強化」においては、インターネットチャネルとホワイトレーベルチャネルの2つの軸でより多くのお客さまに当社の価値を提供してまいります。インターネットチャネルでは、引き続きテレビCMの継続的な投下等によるブランド力のさらなる向上やオンライン広告の効果的な活用に加え、主に若年層をターゲットとしたマーケティングを推進します。また、ホワイトレーベルチャネルでは、パートナー企業のブランド力を活用して、パートナー企業の顧客基盤に向けて、当社のわかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を引き続き行います。KDDI株式会社を通じた「auの生命ほけん」の販売に加え、2020年4月からは株式会社セブン・フィナンシャルサービス、2021年7月からは株式会社マネーフォワードを通じて商品を販売しています。

(3) 生命保険のインターネット企業への変革

当社は、オンライン生保市場を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指して、生命保険のインターネット企業となるための取組みを加速します。すなわち、当社が開業来積み重ねてきたオンライン生保としてのノウハウと当社ウェブサイトのトラフィックを活用して、お客さまと生命保険サービスをつなぐオンラインの生命保険プラットフォームの構築を目指します。

その一環として、オンラインの保険代理店事業を行う「ライフネットみらい株式会社」を子会社として設立しました。当子会社は、当社と株式会社MILIZEとの合併会社となります。MILIZE社の有するAIと金融工学のテクノロジーを活用しながら、生命保険の販売をより便利にすることに加え、お客さまの生命保険に関わる課題を解決するとともに、お客さまに寄り添ったサービスを提供する予定です。

また、今後もシステム基盤への投資を行います。構築したシステム基盤を活用して、より迅速にお客さまに対するサービスの開発を実現します。

3 2020年度経営指標等の報告

1. 主要業績

2020年度の新契約件数は、前事業年度比124.3%の100,587件、新契約の年換算保険料は、前事業年度比122.5%の4,167百万円となりました。2020年度末時点での保有契約件数は、前事業年度末比120.5%の439,945件、保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比120.6%の18,580百万円となりました。

(単位：百万円)

新契約の状況	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
新契約件数	29,741件	39,175件	64,435件	80,911件	100,587件
新契約金額（新契約高）	158,942	184,857	341,931	411,625	575,248
年換算保険料	1,338	1,693	2,749	3,401	4,167
うち医療保障・生前給付保障等	842	1,097	1,608	2,016	2,260

保有契約の状況	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
保有契約件数	239,800件	263,847件	308,854件	365,171件	439,945件
定期死亡保険	122,952件	131,256件	150,808件	175,713件	213,597件
終身医療保険	71,172件	76,606件	85,968件	100,280件	120,216件
定期療養保険	10,462件	9,924件	9,493件	9,105件	8,840件
就業不能保険	35,214件	42,629件	49,214件	54,665件	59,567件
がん保険	—	3,432件	13,371件	25,408件	37,725件
保有契約金額（保有契約高）	1,966,965	2,059,703	2,289,567	2,565,269	2,994,198
年換算保険料	10,033	11,075	12,993	15,404	18,580
うち医療保障・生前給付保障等	4,701	5,410	6,504	7,863	9,436
保有契約者数	152,545人	169,532人	197,669人	232,537人	279,243人

(単位：百万円)

収支の状況	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	10,096	10,962	12,560	16,850	20,789
保険料等収入	9,816	10,616	12,159	16,455	20,282
資産運用収益	216	317	365	339	433
その他経常収益	63	28	35	55	73
経常費用	12,128	11,160	14,280	19,233	23,879
保険金等支払金	1,796	1,891	2,535	3,759	6,031
責任準備金等繰入額	3,638	3,684	4,070	5,072	6,310
資産運用費用	0	27	1	151	2
事業費	4,047	4,942	6,916	9,169	10,030
その他経常費用	2,646	613	757	1,081	1,503
経常損失(△)	△2,031	△197	△1,719	△2,382	△3,089
当期純損失(△)	△1,889	△249	△1,735	△2,400	△3,114
基礎利益	△1,936	△120	△1,656	△2,195	△2,874
(参考) 保険業法第113条 繰延資産考慮前経常損益	88	△197	△1,719	△2,382	△3,089

財政状態	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
総資産	31,934	35,541	38,247	41,144	54,501
純資産	13,645	13,387	11,773	9,400	15,806
ソルベンシー・マージン比率	2,723.0%	2,455.8%	2,085.2%	2,117.1%	2,647.1%

(注) 1. 個人保険の件数は主契約の件数であり、第三分野保険（医療保障・生前給付保障等）を含みます。また、個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

2. 年換算保険料とは1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。なお、当社商品の保険料は全て月払いとなっているため、1回あたりの保険料に単純に12を乗じたものを年換算保険料とした場合、2020年度末の保有契約の年換算保険料は18,713百万円、2020年度の新契約の年換算保険料は4,197百万円となります。

3. 保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益は、2016年度に保険業法第113条繰延資産を一括償却したため、2016年度は保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益を、2017年度以降については経常損益を記載しています。

2. 三利源の開示（基礎利益の内訳）

(1) 利源分析の考え方

生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定事業費率（付加保険料部分）、予定利率の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

危険差損益	想定した保険金・給付金の支払額（予定発生率）と実際に発生した支払額との差
費差損益	想定した事業費（予定事業費率）と実際の事業費支出との差
利差損益	想定した運用収益（予定利率）と実際の運用収益との差

(2) 基礎利益の内訳（三利源）

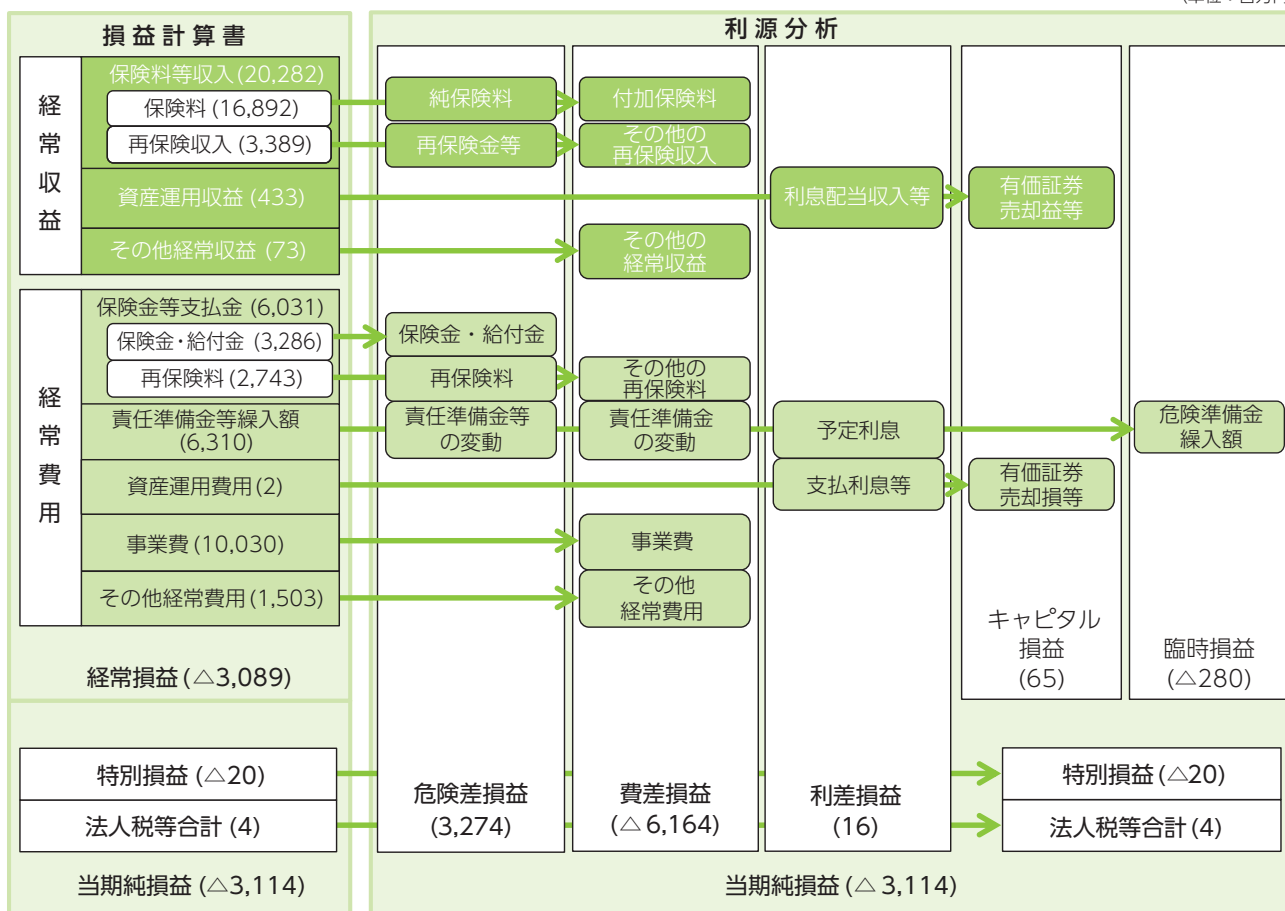
(単位：百万円)

基礎利益	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
基礎利益 ①	△1,936	△120	△1,656	△2,195	△2,874
危険差損益	2,293	2,623	2,753	2,851	3,274
費差損益	△4,247	△2,752	△4,395	△5,064	△6,164
利差損益	17	8	△14	17	16
キャピタル損益 ②	△0	39	98	△145	65
臨時損益 ③	△95	△116	△161	△42	△280
経常損失(△) ④(=①+②+③)	△2,031	△197	△1,719	△2,382	△3,089
特別損益・法人税等 ⑤	142	△51	△16	△17	△25
当期純損失(△) ⑥(=④+⑤)	△1,889	△249	△1,735	△2,400	△3,114

(注) 当社の利源分析は、保険数理上合理的な方法を採用しておりますが、具体的な計算方法は他の保険会社と異なることがあります。当社では保険料の内訳計算等について責任準備金の積立方式を考慮した方式とし、解約・失効による利益（解約失効益）は、費差損益に含めます。

(3) 利源分析の計算 (図解)
2020年度

(単位: 百万円)



(注) 金額微少の項目については、一部省略しています。

3. ソルベンシー・マージン比率の開示

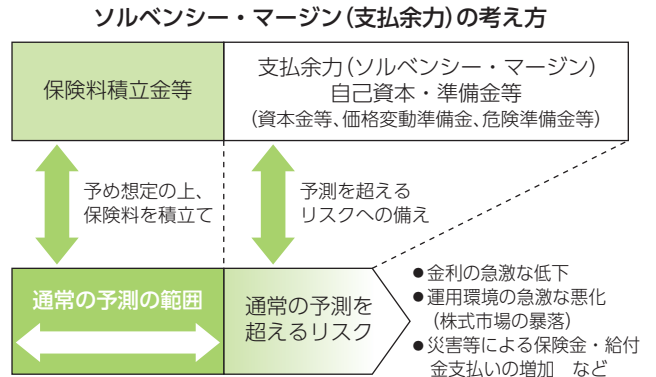
(1) 2020年度末のソルベンシー・マージン比率

2020年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,647.1%（前事業年度末 2,117.1%）となり、十分な支払余力を維持しています。

(2) ソルベンシー・マージン（支払余力）の考え方

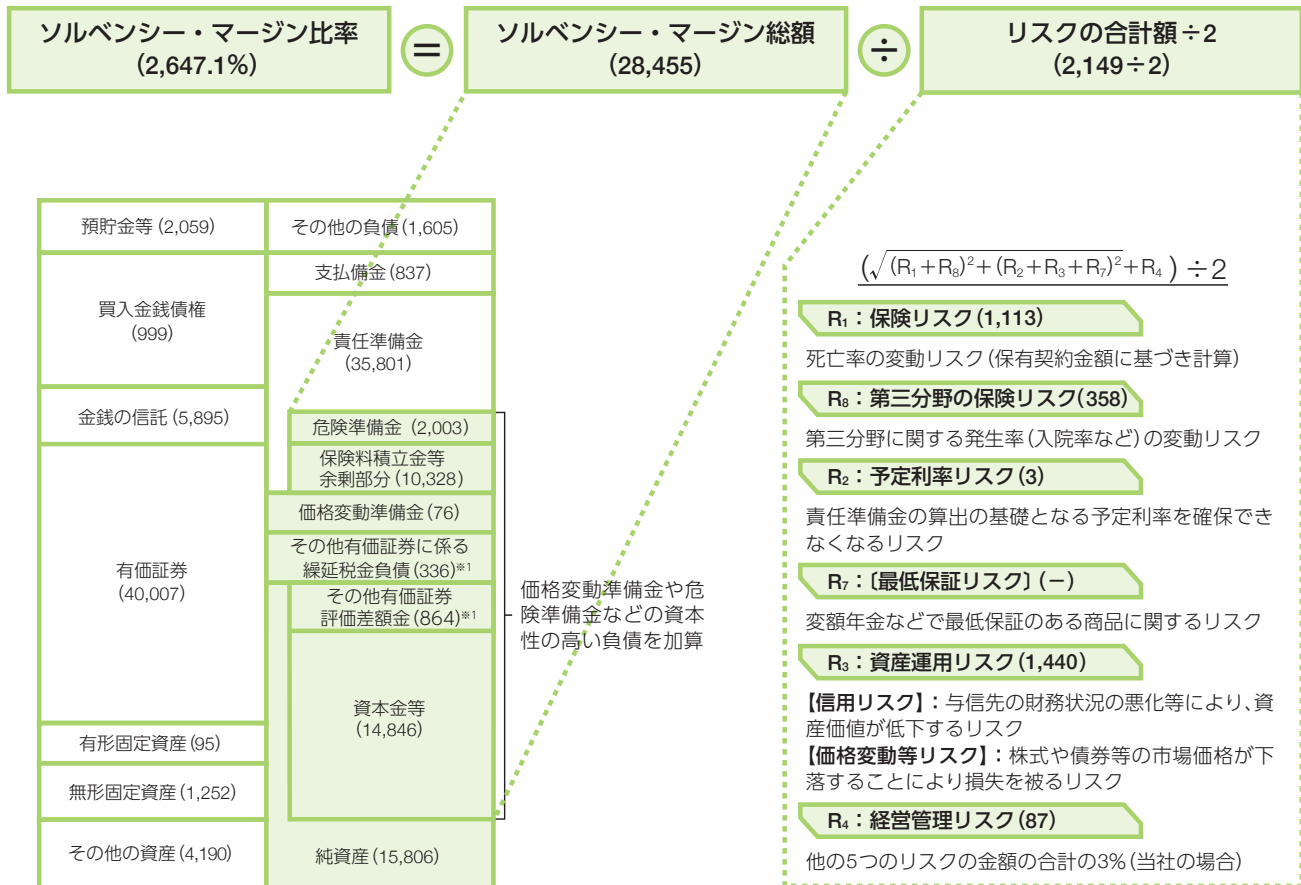
ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標の一つです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。

なお、ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性に係るひとつの基準を満たしているとされます。



(3) ソルベンシー・マージン比率の計算（2020年度末）

（単位：百万円）



4. エンベディッド・バリュー (EV) の状況

(1) エンベディッド・バリューの考え方

エンベディッド・バリュー (以下、「EV」) は、生命保険会社の企業価値・業績評価指標の一つであり、貸借対照表に基づく「修正純資産」と、保有契約から見込まれる将来のキャッシュ・フロー等に基づく「保有契約の将来利益現価」の合計として計算します。

生命保険契約は一般に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・引受査定費用等が集中的に支出されるため、収益と費用の発生するタイミングが一致せず、契約を獲得してから会計上の利益が生ずるまでに時間を要するという特性があります。このことが、生命保険事業を単年度の収支で評価することを難しくしているため、生命保険会社においてはEVを開示することが、経営状態への理解を高める上で有益であると考えられております。なお、当社は、ヨーロッパやカナダ、日本において主要な大手生命保険会社を中心として広く採用されているヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (以下、「EEV」) を採用しております。

(2) EEV

当社のEEV及び新契約価値は以下のとおりです。

EEV

(単位：百万円)

	2019年度末	2020年度末
EEV	73,431	95,140
修正純資産※1	12,553	18,990
保有契約の将来利益現価※2	60,878	76,149
確実性等価将来利益現価	82,661	99,526
オプションと保証の時間価値	—	—
必要資本維持のための費用	△66	△159
ヘッジ不能リスクに係る費用	△21,715	△23,217

※1 修正純資産は、生命保険会社の資産の時価から責任準備金及びその他の負債の時価を控除した額として定義され、その価額は株主に帰属する価値と考えられます。具体的には、貸借対照表上の純資産の合計額と負債中の内部留保及び時価評価されていない資産・負債の含み損益などの合計として計算されます。

※2 保有契約の将来利益現価は、一定の前提の下で、評価日 (2021年3月31日) 時点の保有契約から将来見込まれる株主に分配可能な税引後利益を評価日における現在価値に換算したものです。

新契約価値

新契約価値は、当期中に新契約を獲得したことによるEVへの影響を表したもので、2020年度末におけるEEVと同一の前提を使用して計算しております。また、新契約価値における新契約とは、2020年度中に新たに成立した生命保険契約のことをいい、将来獲得する新契約を含みません。新契約価値における修正純資産とは、契約成立時点から2020年度末までに発生した新契約に係る損益 (保険料収入や事業費の影響等) を表しております。新契約価値の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
新契約価値	2,977	5,798
修正純資産	△4,357	△5,374
将来利益現価	7,334	11,172
確実性等価将来利益現価	10,955	15,535
オプションと保証の時間価値	—	—
必要資本維持のための費用	△12	△27
ヘッジ不能リスクに係る費用	△3,607	△4,335

新契約の保険料収入の現在価値に対する新契約価値の比率 (新契約マージン) は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
①保険料収入現価	54,201	69,818
②新契約価値	2,977	5,798
新契約マージン (②/①)	5.5%	8.3%

(3) 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合のEEVへの影響額は以下のとおりです。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた感応度の影響は、それぞれ単独に前提を変化させた感応度を2つ合計したものと計算結果が異なる可能性があることに留意ください。なお、責任準備金は日本の法令に基づいて計算されますので、各感応度計算においては、評価日時点の責任準備金は変わりません。

(単位：百万円)

	2021年3月末のEEVの変動		新契約価値の変動	
		変化率		変化率
2021年3月末におけるEEV及び新契約価値	95,140	—	5,798	—
感応度1a（金利 1.0%上昇）	△3,213	△3.4%	△120	△2.1%
感応度1b（金利 1.0%低下）	2,733	2.9%	△97	△1.7%
感応度1c（金利 0.5%上昇）	△1,505	△1.6%	△29	△0.5%
感応度1d（金利 0.5%低下）	1,533	1.6%	△1	△0.0%
感応度1e（金利に国債利回りを使用）	635	0.7%	127	2.2%
感応度2（株式・不動産価値等 10%下落）	△807	△0.8%	—	—
感応度3（事業費率 10%減少）	3,655	3.8%	783	13.5%
感応度4（解約失効率 10%低下）	405	0.4%	111	1.9%
感応度5（生命保険の保険事故発生率 5%低下）	4,410	4.6%	699	12.1%
感応度6（必要資本を法定最低水準に変更）	196	0.2%	32	0.6%

(4) 注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。上記の理由により、EVの使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

EVの算出にあたり、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリーファーム）に、前提条件や計算方法等について検証を依頼し、意見書を受領しております。当該意見書及びEVの詳細については、当社ウェブサイト掲載のニュースリリースをご参照ください。

4 直近事業年度における事業の概況

以下のページをご参照ください。

- 会社情報 ① 会社の概況及び組織 1. 沿革 (P.16)
- 会社情報 ③ 2020年度経営指標等の報告 (P.23)

5 お客様とのコミュニケーション

1. ご契約者との集い

当社は、インターネットを主な販売チャネルとしながらも、お客さまにとって「顔の見える企業」であり続けたいと考えております。そのひとつの方法として、「ふれあいフェア」の名称で、定期的にご契約者との集いを開催し、経営状況や新しいサービスなどについてお伝えするとともに、保険商品・サービスに関するご契約者の声をお聞きし、経営に役立てております。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン開催に切り替え実施いたしました。2020年8月、11月、2021年2月の計3回、「ふれあいフェア」を開催し、32名のご契約者、そのご家族やご友人にご参加いただきました。

開催日	名称	参加者数
2020年 8月30日	第41回ふれあいフェア（オンライン）	23名
2020年11月29日	第42回ふれあいフェア（オンライン）	5名
2021年 2月28日	第43回ふれあいフェア（オンライン）	4名

2. お客さまの相談・苦情への対応状況

(1) 相談・苦情の受け付け状況

2020年度に当社に寄せられた総相談件数は、109,416件、苦情件数は5,019件となりました。

当社は、「お客さまの声」を、当社の保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、コンタクトセンターを中心に全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上を図ることを目的として日々の事業運営に反映しております。

当社ウェブサイト上の「お客さまのご意見に対する取り組み」では、お寄せいただいたお客さまの声から実現した取り組み事例を掲載しております。

URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/satisfaction/>

(2) お客さまの相談・苦情件数

お客さまからいただいた相談件数及び苦情件数は以下のとおりです。

(単位：件)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
総相談件数	61,913	68,504	88,174	107,176	109,416
苦情件数	1,106	1,600	2,562	4,022	5,019

(3) お客さまの苦情の項目別内訳

お客さまからいただいた苦情の項目別内訳は以下のとおりです。

(単位：件)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
新契約関係	579	1,023	1,746	2,567	2,698
収納関係	132	152	209	257	379
保全関係	98	108	173	249	379
保険金・給付金関係	142	113	141	271	426
その他	155	204	293	678	1,137
計	1,106	1,600	2,562	4,022	5,019

(注) 生命保険協会の苦情分類に基づくものです。

(4) 「お客様の声」への対応事例

当社では、お寄せいただいた「お客様の声」を日々、経営改善や業務改善に役立てております。2020年度の主な「お客様の声」への対応事例は以下のとおりです。

お客様の声	対応状況
申し込み手続きはすべてオンラインで行えると思っていたのに、口座振替依頼書を郵送で提出する必要があった。	お申し込み時の保険料お支払い方法の選択において、口座振替をオンライン認証（Web 口座振替受付サービス）でお手続きいただけるようになりました。
「入院・手術給付金の請求方法をマイページで見確認していましたが、診療明細書の見本がウェブサイト上になかったため、退院時に病院の事務員の方へ伝えた時、見本がないためもらうことができませんでした。ライフネット生命から届いた請求書類で必要なもの一覧を見て ようやくどういう書類かわかりました。マイページにPDFで見本が見られると助かります。」 (給付金請求者アンケート)	入院・手術給付金のご請求にあたり、必要書類をご準備いただく際にわかりやすいよう、ウェブサイト「診療明細書みほん（給付金請求に必要な『診療明細書』とは）」を掲載いたしました。
申し込みの最終確認画面で住所の修正を行ったところ、入力した内容が消え、全てやり直しになってしまい、とても面倒だった。	「申し込み内容の確認」画面において、契約者さまの情報（住所・電話番号）を修正いただいても、これまで入力いただいた情報を引き継いでお申し込み手続きを継続できるようにいたしました。

(5) 金融 ADR 制度

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら、柔軟な解決を図る手続です。生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が、お客さまと生命保険会社との間の紛争解決を図る指定紛争解決機関として金融庁から指定され、2010年10月1日より業務を行っております。

例えば、お客さまが給付金支払いで生命保険会社に苦情申し立てをしたものの解決に至らなかった場合、「裁判」で争うという方法もありますが、裁判には費用も時間もかかるという問題もあります。しかし、この金融 ADR 制度を利用すれば、当事者以外の第三者(金融 ADR 機関)に関わってもらいながら、「中立・公正」「迅速」「低コスト」に紛争解決を行えるという大きなメリットがあります。
(注) 当社は、一般社団法人生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する契約を締結しております。

指定紛争解決機関 ご連絡先	一般社団法人 生命保険協会	生命保険相談所: https://www.seiho.or.jp/contact/about/ 連絡所一覧: https://www.seiho.or.jp/contact/about/list/
---------------	---------------	--

3. お客さまに対する情報提供

お客さまへ必要な情報をお届けする手段として、Eメール・SMS・郵便物・お客さま専用のマイページを活用しております。定期的に当社の状況をお伝えするライフネットメールは、新商品販売開始のお知らせや、生命保険料控除の証明書を郵送するタイミングなどをお知らせしております。また、Eメールの手軽さを活かして、年末年始のご挨拶やキャンペーンのお知らせなどもご案内しております。さらに、お客さまに契約内容を理解いただき、適切に保険金、給付金を請求いただくための案内を「ライフネット生命レター」として定期的に郵送しております。ライフネット生命レターでは、現在の契約内容を確認いただけるほか、給付金をご請求できるケースのご案内等により、お客さまの請求もれをなくすべく努めております。

4. 商品に関する情報提供

当社は、主にウェブサイトを通じて情報提供を行っております。商品一覧は「[\[6\] 販売商品](#)」(P.31)をご参照ください。

5. 営業職員・代理店教育・研修の概略

当社は、各代理店の保険募集形態に合わせ、適正な保険募集のルールやお客さま情報保護の方針等を踏まえて、お客さまに必要な保障をお届けするために、保険商品や募集行為に係る教育及び研修を実施しております。

6 販売商品

1. 販売商品一覧（2021年7月1日現在）

当社は、インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当のない、シンプルでわかりやすい保障内容となっております。また、ホワイトレーベル商品として、2016年4月からKDDI株式会社を通じて販売している「auの生命ほけん」、2020年4月から株式会社セブン・フィナンシャルサービスを通じて販売している「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」、2021年7月から株式会社マネーフォワードを通じて販売している「マネーフォワードの生命保険」があります。なお、「auの生命ほけん」「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」「マネーフォワードの生命保険」は、下記の保険商品と保障内容が同一です。

- (1) 定期死亡保険「かぞくへの保険」は、万が一（死亡、所定の高度障害状態）の場合に、保険金を受け取ることができる生命保険です。保険金額は500万円から（51歳以上は300万円から）最高1億円まで100万円ごとに設定することができます。ライフステージごとに保障を見直しやすく、少ない保険料で大きな保障を用意できる「定期型」であり、保険期間は年齢に応じて10年、20年、30年、65歳満了、80歳満了、90歳満了から選択することができます。10年、20年、30年の場合は最長90歳まで自動更新できます。
- (2) 終身医療保険「じぶんへの保険3」「じぶんへの保険3レディース」は、日帰り入院から給付金を受け取ることができる医療保険です。加入時から毎月支払う保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」で、保障内容に応じて、「エコノミーコース」、「おすすめコース」を設けております。入院給付金日額は5,000円、8,000円、10,000円、12,000円、15,000円の中から選ぶことができます。5日以内の入院の場合は一律5日分の入院給付金を受け取ることができます。手術給付金は、外来手術であれば入院給付金日額の5倍、入院中の手術であれば入院給付金日額の10倍を受け取ることができます。また、「おすすめコース」は、がんや先進医療に対する保障を充実させた内容となっております。さらに、女性専用の医療保険「じぶんへの保険3レディース」は、これらの保障内容に加え、女性特有の病気入院した場合には女性入院給付金を上乗せして受け取ることができます（女性特有の病気による5日以内の入院の場合は一律5日分の女性入院給付金を受け取ることができます）。
- (3) 定期療養保険「じぶんへの保険プラス」は、病気やケガで入院したときや入院前後に外来療養を受けたときに、公的医療保険における医療費の自己負担分に連動して給付金を受け取ることができる医療保険です。また、がんと診断されたときや継続的にがんの治療を受けた場合に一時金を、先進医療を受けた際にも技術料と同額の給付金を受け取ることができます。保険期間10年の「定期型」で、最長70歳まで更新できます。
- (4) 就業不能保険「働く人への保険3」は、病気やケガで働けなくなってしまった「働く人」の仕事への復帰もサポートするという新たなコンセプトのもと、開発しました。病気やケガで長期間働けない状態であった人が、仕事に復帰した場合に、継続的な通院や体力の低下により、時短勤務や異動・転職等、以前に比べ仕事が制限され、収入が減少するといったケースが考えられます。所定の就業不能状態となった場合に、就業不能給付金を毎月受け取ることができるのに加え、このようなケースにも備えられるよう、当社では業界初となる「復帰支援一時金（就業不能給付金月額×3）」を新設しました。これらの保障によって、病気やケガで長期間働けなくなったときも、働けるようになったときも、働く人をフルサポートします。
- (5) がん保険「ダブルエール」は、治療費に備える「治療サポート給付金」に加えて、がん治療に伴う休職や時短勤務等による収入の減少に備える「がん収入サポート給付金」のダブルの保障で、働く人のためのがん保険です。加入時から毎月支払う保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」で、保障内容は「がん診断一時金」をベースに、お客さまのニーズに応じて「治療サポート給付金」、「がん収入サポート給付金」のいずれかまたは両方を付加できるよう、シンプルタイプ、ベーシックタイプ、プレミアムタイプの3つのタイプをご用意しております。また、ベーシックタイプ、プレミアムタイプには「がん先進医療給付金」をオプションで付加することができます。

2. ご契約の流れ

当社のウェブサイトをご参照ください。

URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/procedure/flow/>

3. 付加保険料の開示

当社では、情報開示を徹底することがお客さまに信頼いただくサービス提供の基本であるという考えに基づき、生命保険料のうち生命保険会社の運営経費等に充当する付加保険料を開示しております。具体的には、当社の保険商品に関して、お客さまからいただく保険料を純保険料と付加保険料に分けて開示しております。

純保険料	保険金・給付金等の支払いに充当する部分 (年齢・性別・金利水準などによって決まる、いわば生命保険料の「原価」に相当する部分)
付加保険料	生命保険会社の運営経費等に充当する部分

当社は、付加保険料の開示により、経営情報の透明性を高めるとともに、当社の「わかりやすくシンプルな保障内容・保険料」に加えて、保険料の内訳もしっかりとご理解・ご納得の上でお客さまにお申し込みいただくという、より透明性の高い契約プロセスを実現できると考えております。

代表的な契約例における付加保険料は以下のとおりです。

商 品	契約年齢・性別	保障内容	月額保険料	付加保険料	付加保険料の割合
「かぞくへの保険」 (定期死亡保険)	30歳・男性	保険金額3,000万円 保険期間10年	2,704円	704円	26%
「じぶんへの保険3」 (終身医療保険)	30歳・男性	エコノミーコース 入院給付金日額1万円 保険料払込期間 終身	3,156円	672円	21%
「じぶんへの保険3レディース」 (終身医療保険)	30歳・女性	エコノミーコース 入院給付金日額1万円 保険料払込期間 終身	4,042円	854円	21%
「働く人への保険3」 (就業不能保険)	30歳・男性	標準タイプ 復帰支援一時金あり 就業不能給付金月額10万円 保険期間70歳 支払対象外期間60日	3,314円	1,500円	45%
「ダブルエール」 (がん保険)	30歳・男性	D型(がん先進医療特則あり) がん診断一時金額100万円	3,646円	976円	27%

なお、付加保険料の割合は年齢・性別・保障内容によって異なります。

7 保険金・給付金のお支払い

1. 保険金・給付金の支払状況

2020年度にお支払いした保険金等は、保険金172件、給付金10,206件の合計10,378件となり、お支払いできない事由に該当すると判断した件数は、保険金25件、給付金692件の合計717件となりました。

当社は、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内^{*1}」に、指定口座に保険金等をお支払いしております。2020年度の平均支払所要日数（営業日）は2.59日^{*1}となりました。

(1) 保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数及び内訳^{*2}

2020年度（2020年4月～2021年3月）

（単位：件）

		支払件数	支払不可事由該当件数						
			詐欺取消	不法取得 目的無効	告知義務 違反解除	重大事由 解除	免責事由 該当	支払事由 非該当	
定期死亡保険	死亡保険金	167	20	0	0	8	0	11	1
	高度障害保険金	4	5	0	0	1	0	0	4
	保険料の払込免除	1	0	0	0	0	0	0	0
終身医療保険	入院給付金	1,650	11	0	0	0	0	0	11
	手術給付金	485	2	0	0	0	0	0	2
	保険料の払込免除	1	1	0	0	0	0	0	1
終身医療保険 (2014)	入院給付金	2,607	134	0	0	41	0	0	93
	女性入院給付金	696	27	0	0	11	0	0	16
	手術給付金	1,644	103	0	0	30	0	0	73
	がん治療給付金	121	9	0	0	0	0	0	9
	先進医療給付金	7	2	0	0	0	1	0	1
	保険料の払込免除	3	0	0	0	0	0	0	0
終身医療保険 (2019)	入院給付金	692	130	0	0	107	0	0	23
	女性入院給付金	133	36	0	0	26	0	0	10
	手術給付金	589	106	0	0	84	0	0	22
	がん治療給付金	12	2	0	0	2	0	0	0
	先進医療給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
	先進医療見舞給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険料払込免除	0	0	0	0	0	0	0	0
定期療養保険	入院療養給付金	352	9	0	0	1	0	0	8
	外来療養給付金	273	6	0	0	1	0	0	5
	がん治療給付金	39	1	0	0	0	0	0	1
	先進医療給付金	2	1	0	0	1	0	0	0
	保険料の払込免除	0	0	0	0	0	0	0	0
就業不能保険	就業不能給付金 ^{*3}	113	10	0	0	0	0	0	10
就業不能保険 (2016)	就業不能給付金 ^{*3}	227	60	0	0	6	1	0	53
	高度障害給付金	1	0	0	0	0	0	0	0
がん保険	がん診断一時金	134	13	0	0	3	0	0	10
	上皮内新生物診断一時金	31	11	0	0	6	0	0	5
	がん収入サポート給付金	17	0	0	0	0	0	0	0
	治療サポート給付金	377	18	0	0	5	0	0	13
	がん先進医療給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		10,378	717	0	0	333	2	11	371

※1 書類受領日～着金日までの日数です。（例：書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日に着金した場合は「2日」となります。）

なお、事実の確認を行った事案や請求書類に不備があった事案は除外しています。

2 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては1契約で複数の件数を計上する場合があります。

3 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。

なお、2020年度（2020年4月～2021年3月）に就業不能給付金をお支払いした被保険者数は、109人です。

(2) 保険金等の支払件数、支払不可事由該当件数の推移

(単位：件)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
支払件数	5,824	6,240	7,076	8,605	10,378
支払不可事由該当件数	221	238	324	528	717

2. 支払事案の概要

2020年度に実際にお支払いした主な事案の概要は、以下のとおりです。

属性	支払対象	支払事由に該当した事案の概要
30代・女性	終身医療保険(2014) 入院給付金 女性入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 帝王切開により、8日間入院され、手術を受けられました。 このため、入院給付金8万円、女性入院給付金8万円、手術給付金10万円の合計26万円をお支払いしました。 【給付金ご請求者の感想(ご契約者アンケートより)】 「申請から給付までの時間がとても早く、助かりました。申請の方法も分かりやすかったです。」
50代・男性	終身医療保険(2014) 入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 睡眠時無呼吸症候群により、2日間入院されました。 このため、入院給付金2万5千円をお支払いしました。 【給付金ご請求者の感想(ご契約者アンケートより)】 「私のような1泊2日の検査入院の場合であっても簡単な手続きで給付金が受け取れて大変満足しています。生涯、初の入院でしたが、今後も病気に関しては安心して生活が送れると思えました。」
30代・男性	就業不能保険(2016) 就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> くも膜下出血を原因として、就業不能状態となり、その状態が60日を超えました。 このため、就業不能給付金月額10万円をお支払いしました。

3. 支払不可事由該当事案の概要

2020年度にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払不可事由	種類	支払不可とした事案の概要
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	入院給付金および手術給付金のご請求をいただきましたが、ご提出いただきました診断書より、申込前の入院歴が判明しました。このため、契約は告知義務違反により解除となり、ご請求の給付金は告知していなかった事実と因果関係があるため、お支払いできませんでした。
支払事由非該当	就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> 靭帯損傷のため入院・手術をされ、ご請求いただきましたが、入院期間のみでは支払対象外期間を超えず、医師による在宅療養の指示もありませんでした。 約款に定める就業不能状態に該当せず、就業不能給付金はお支払いできませんでした。
がん無効	がん診断一時金 治療サポート給付金	<ul style="list-style-type: none"> 膵臓がんのため、がん診断一時金および治療サポート給付金のご請求をいただきましたが、事実確認の結果、責任開始日前に悪性新生物の診断確定をされていたことが判明しました。 このため、契約は無効となり、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。

8 保険会社の運営

1. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しております。

なお、当社は、東京証券取引所マザーズに上場しているため開示義務はありませんが、情報開示の充実を図る目的において、コーポレートガバナンス・コードが、特定の事項を開示すべきとしている原則への対応状況を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。

(2) 企業統治の体制等

当社は、取締役会の監督機能を一層強化させるとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性を高める目的において、相当数を社外取締役としております。取締役会から独立した監査等委員会は、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について監査・監督を行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

① 取締役会

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。その出席者の構成は、議長である代表取締役社長を含む取締役9名(うち、社外取締役4名、そのうち、独立役員3名)です。取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしております。

② 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、監査・監督に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしており、その構成は、議長である常勤監査等委員を含む監査等委員である取締役3名(うち、独立役員である社外監査等委員2名)です。各監査等委員は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、監査等委員でない取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査に加え、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の職務執行を監査しております。

③ 社外取締役の人数及び当社との関係等

当社は、監査等委員でない社外取締役2名、監査等委員である社外取締役2名を選任しております。社外取締役は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目的として、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。

なお、当社は、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会が定めた「役員候補者の選任方針」において、次のとおり、

取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任並びに社外取締役の独立性を確保するための基準を設けております。

役員候補者の選任方針

1. 監査等委員でない取締役候補者の選任方針

(1) 社内の監査等委員でない取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
- ・十分な社会的信用を有すること。

(2) 社外の監査等委員でない取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、法律・ガバナンス、金融、財務会計・ファイナンス、テクノロジー、マーケティング・営業の専門分野における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。

・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。

・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、

「3. 独立社外役員の独立性基準」及び東京証券取引所の独立性基準に則る。

2. 監査等委員である取締役候補者の選任方針

監査等委員である取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、監査等委員会の同意を経て、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、法律・ガバナンス、金融、財務会計・ファイナンス、テクノロジー、マーケティング・営業の専門分野における高い見識や豊富な経験に基づき、取締役の職務の執行の監査及び監督を客観的かつ的確、公正かつ効率的に遂行できること。

・十分な社会的信用を有すること。

・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、「3. 独立社外役員の独立性基準」及び東京証券取引所の独立性基準に則る。

3. 独立社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

- (1) 当社又は当社の子会社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (5) 当社の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している当社の大株主、又はその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家
- (7) 過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
- (8) 過去3年間のいずれかにおいて(2)から(7)までに該当したことがある者
- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者

④執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、代表取締役社長により決定された担当に従い、業務を執行し、原則として、1週間に1回執行役員会を開催しております。その出席者の構成は、議長である代表取締役社長と執行役員5名(うち、取締役との兼務3名)です。

⑤指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、任意の指名・報酬委員会を設置しています。取締役(監査等委員である取締役を含む。以下、同じ。)、代表取締役及び役付取締役の選任や解任、役員報酬の制度及び取締役の個別の報酬等の内容について審議のうえ、取締役会に提案しています。指名・報酬委員会は、3名の独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。以下、同じ。))及び予め取締役会が定める代表取締役1名から構成され、オブザーバーとして、指名・報酬委員会委員でない監査等委員である取締役が出席できます。独立社外取締役である委員は社外取締役の中から互選によって選定され、委員長は委員の中から互選によって選定されます。

⑥アドバイザーボード

当社は、当社の経営全般に対する多面的な意見及び提言を社外の有識者から得ることを目的として、アドバイザーボードを設置できることとしております。

⑦各種委員会

当社は、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会の各委員会を設置しております。これらは主として業務執行部門への助言機能を担っております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長として、当社のコンプライアンスとリスク管理をモニタリングしております。

⑧内部監査部門

当社は、被監査部門から独立した監査部(内部監査部門)を設置しており、その構成は2名(部長1名、スタッフ1名)です。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を取締役に報告しております。

監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人による監査の状況について意見交換を行うとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の実施状況、内部監査報告書等を報告するなど、緊密に連携しております。

さらに、監査等委員会監査等基準に基づく監査等委員会からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査等委員会とも密に連携しております。

(3) 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係る社内規程類(取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・マニュアル等)を定め、運用しております。特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。

当社が、「内部統制システムに関する基本方針」において、整備することを定めている体制は以下のとおりです。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 反社会的勢力への対応に関する体制
4. システムリスクを含むリスク管理に関する体制
5. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
6. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する体制
7. 取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を除く。)及び社員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
11. 子会社の内部統制システムに関する事項

2. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、以下の内容を定めた法令等遵守に関する基本方針を定めることにより、コンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスを推進しております。

(1) 法令等遵守に係る取組方針

当社は、免許を受けた生命保険会社として大きな社会的責任と公共的使命を担っていること及び当社のマニフェストをふまえ、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するために、役員・社員が法令等を厳正に遵守することを経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

(2) 法令等遵守に係る具体的取組方策

当社は、法令等遵守に関する基本方針に加えて、以下の取組みを行っております。

まず、遵守すべき法令等を具体的に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、その内容について役員・社員に周知しております。また、毎年、コンプライアンスの実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、「コンプライアンス・プログラム」に則り、適切な教育・管理等を行っております。

さらに、当社は、コンプライアンス関連情報の適時かつ確かな認識・把握のための組織横断的な機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則3ヶ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

役員・社員は、コンプライアンス違反の疑義が生じた場合には、法務部、監査等委員会または内部通報規則に定める窓口で報告等ができることとし、報告したことを理由として、報告者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを明示的に定めております。

3. ERM・リスク管理体制の整備状況

(1) リスク選好基本方針

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」ことを経営理念として掲げ、顧客体験の革新と販売力の強化を通じてオンライン生命保険市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーとなることを目指しています。

また、企業価値を表す重要な経営指標としてEEV(ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー)を位置づけ、EEVを早期に2,000億

円に到達させることを経営目標としています。

当社はこれらの事業目標を達成するため、死亡保障分野および医療保障分野を中心に、保険引受リスクを適切に管理しながら積極的に受け入れ、より多くのお客さまへ保障を提供していきます。

資産運用については、保険引受の責任を確実に果たすために安定的な収益を確保することを目指し、市場リスクおよび信用リスクを許容できる範囲内で受け入れ、適切なリスク管理のもとで分散投資を行っています。

当社は、経済価値ベースおよび規制ベースでの資本十分性を確保し、事業効率を高めながら健全な事業の成長および企業価値の向上に努めてまいります。

(2) リスク管理体制

当社は、生命保険会社としての業務の健全性及び適切性の観点から、リスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識し、リスク管理のために社内規程を制定し、社内の組織体制の確立を率先して行うことにより、各リスクの評価・改善体制を整備しております。

具体的には、リスク管理に関する基本方針において、当社が管理すべきリスクを、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクと規定しております。また、統合的リスク管理規程において、各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が主な二次リスク管理部門として、リスクを統括するものとしております。当社のリスク管理は、原則として計量化できるものについてはVaR^{*1}リミットを設定して管理し、計量化できないものについては想定し得るリスクシナリオを考え、当社の事業に与える影響の大きいリスクから優先して対応するものとしております。その上で、リスク管理部は、計量化手法の限界及び弱点を十分に認識し、計量化できるリスクの範囲を広げるものとしております。

また、当社は、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しております。さらに、生命保険会社にとっては、資産負債総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に「ALM^{*2}委員会」を設けております。

^{*}1 Value at Risk

^{*}2 Asset Liability Management (資産・負債の総合管理)

4. 情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、契約者の氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、機微情報等を長期間にわたり保有しており、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、システムリスク管理のための社内規程を制定し、システムリスクの評価・改善体制を整備しております。加えて、システムリスクについては、その適切な管理に高い専門性が求められることを勘案し、関係する有識者を加えた会議体を設け、定期的に経営陣への報告を実施しております。

5. 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて (保険業法第121条第1項第1号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。)) の合理性及び妥当性

(1) 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストの考え方

第三分野とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や給付金が支払われる保険商品の分野を指します。第三分野商品は商品内容が多種多様であり、十分なデータの蓄積もないことから標準死亡率のようなスタンダードな指標が存在しません。そのため、当社では公的なデータに基づいて保険事故発生率(入院給付金等の発生率)を推計し、保険料や責任準備金の算出に用いております。こういった商品は医療技術の進歩や医療政策の変更等の影響を受けやすく、その上終身保障タイプの

場合は長期的な不確実性を有していると言われております。

当社は、このような第三分野商品のリスク特性を踏まえ、保険引受リスク管理に関する社内規程に基づいて、定期的に予定保険事故発生率の事後検証(ストレステスト・負債十分性テストを含む)を行い、責任準備金の十分な積立水準を確保していきます。

(2) ストレステストの前提条件及び結果

ストレステスト及び負債十分性テストの実施方法については、それぞれ平成10年大蔵省告示第231号と平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定められております。

まず、過去の実績に基づいて将来10年間の発生率の変動を推計し、その変動の一定の範囲(99%及び97.7%)をカバーできる水準として、危険発生率を算出します。過去の実績が十分に取れない場合は、予定保険事故発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど保険数理上適切な手法を用いて算出することも認められております。予定保険事故発生率がこの危険発生率を上回っていれば、十分な水準にあると判断されます。

一方、ストレステストの結果、99%の危険発生率を下回った場合、必要な額を危険準備金として積み立てることとされております。さらに、97.7%の危険発生率を下回った場合は、保険計理人により負債十分性テストを行い、将来の保険料積立金に不足が生じると判断されれば、保険料積立金の積み増しを行うこととされております。

当社は、これらの法令に基づき予定保険事故発生率について検証を行いました。

十分な実績が得られなかった部分については、予定保険事故発生率の基となったデータを参照して危険発生率を算出する方法を採っております。その結果、予定保険事故発生率が99%の危険発生率を上回り、十分な水準にあることを確認しました。

6. お客さまの個人情報の保護

当社は、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な社会的責任であると認識し、個人情報の保護に係る方針を以下のとおり定め、全ての役員・社員が、個人情報の保護に関する法律・ガイドラインなど関係法令等を遵守し、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしております。また、適正な個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善しております。

個人情報の保護に係る方針

1. 個人情報の定義

当社は、個人情報を、「個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により特定の個人を識別できるもの、および、個人識別符号が含まれるもの」と定義しています。

2. 個人情報の種類

保険契約の締結等に必要の情報として、お客さまのお名前、住所、生年月日、性別、健康状態、職業等をお聞きしております。また、当社等が提供する各種サービスに関連し、必要な情報をお聞きする場合があります。

3. 個人情報の取得方法

当社のウェブサイト上の画面、電話、契約申込書類等を通じて、お客さまに関する情報を取得いたします。お客さまの情報の取得に際しては、個人情報の保護に関する法律、保険業法その他の法令等に照らし適正な方法で行います。

4. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じて、以下の目的で利用させていただき、それ以外の目的には利用しません。

- (1)各種保険契約の引受、契約の維持管理、保険金・給付金等の支払
- (2)当社または関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供
- (3)当社業務に関する情報提供、商品・サービスの充実
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5)その他保険に関連・付随する業務

5. 個人情報の提供

お客さまに関する情報は、以下の場合において、必要な範囲で当社以外の者に提供することがあります。

- (1)あらかじめお客さまの同意がある場合
- (2)法令により必要とされる場合
- (3)代理店へ保険募集を委託する場合
- (4)人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- (5)公共の利益のために必要とされる場合
- (6)適切な安全管理をしたうえで業務委託を行う場合
- (7)特定の者と共同で利用する場合(具体例:他の生命保険会社等と「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」により共同で利用する場合)
- (8)再保険契約の締結*、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

*再保険契約は、引受リスクの判断や適切な分散を主な目的としています。再保険会社に提供する情報には、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報が含まれます。

6. 要配慮個人情報、センシティブ情報の取得・利用・第三者提供

当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報(以下「機微(センシティブ)情報」といいます。))については、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないでの取得、利用又は第三者提供を行いません。なお、機微(センシティブ)情報を、次に掲げる場合にあらかじめ本人の同意を得ないでの取得、利用又は第三者提供する場合には、次に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱います。

- (1)法令等に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (6)保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、要配慮個人情報、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (7)機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

7. 個人情報の開示、訂正等

お客さまから、ご自身に係る情報について開示、訂正等、利用停止等の依頼があった場合は、請求者が本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がないかぎり、個人情報保護法に基づき、開示・訂正等・利用停止等の対応を行います。

8. 情報の管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じています。また、お客さま情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるよう努めています。さらに、役員・社員および委託先に対して必要かつ適切な監督を行っています。また、当社では、お客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を専門に担当する責任者および「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的な取り組みに努めています。また、安全管理措置等の個人情報保護に必要な対策については、定期的に見直しを行い、継続的改善に努めてまいります。

特定個人情報の保護に係る方針

当社は、お客さまに対し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)に基づき、「保険取引に関する支払調書作成事務」に利用するために個人番号の提供をお聞きします。また、関係法令等を遵守し、提供いただいたお客さまの個人番号及び特定個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるよう努めています。

7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、高い公共性を有する生命保険会社として、反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、以下のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めております。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断することは、社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であることを十分認識し、人事総務部を中心として反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備する。
2. 当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、組織全体として対応するとともに、当社の役員・社員の安全を確保する。
3. 当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築する。
4. 当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶し、反社会的勢力への資金提供や事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
5. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
6. この基本方針の改廃は、人事総務部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

8. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものです。当社では、一般社団法人生命保険協会及び東京都生命保険協会を通じて、募金運動などの社会貢献活動に取り組んでおります。

(2021年7月1日現在)

業績データ

1	直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	40	(2)	責任準備金明細表	68
2	財産の状況	41	(3)	責任準備金残高の内訳	68
	1. 貸借対照表	41	(4)	個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	68
	2. 損益計算書	43	(5)	特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	69
	3. キャッシュ・フロー計算書	44	(6)	契約者配当準備金明細表	69
	4. 株主資本等変動計算書	45	(7)	引当金明細表	69
	5. 債務者区分による債権の状況	56	(8)	特定海外債権引当勘定の状況	69
	6. リスク管理債権の状況	56	(9)	資本金等明細表	69
	7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	56	(10)	保険料明細表	70
	8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	56	(11)	保険金明細表	70
	9. 有価証券等の時価情報(会社計)	57	(12)	年金明細表	70
	10. 経常利益等の明細(基礎利益)	60	(13)	給付金明細表	71
	11. 会社法による会計監査人の監査の状況	60	(14)	解約返戻金明細表	71
	12. 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明	60	(15)	減価償却費明細表	71
	13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	60	(16)	事業費明細表	71
	14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	60	(17)	税金明細表	72
			(18)	リース取引	72
			(19)	借入金残存期間別残高	72
3	業務の状況を示す指標等	61	4.	資産運用に関する指標等	72
	1. 主要な業務の状況を示す指標等	61	(1)	資産運用の概況	72
	(1) 決算業績の概況	61	(2)	資産別運用利回り	74
	(2) 保有契約高及び新契約高	61	(3)	主要資産の平均残高	74
	(3) 年換算保険料	61	(4)	資産運用収益明細表	75
	(4) 保障機能別保有契約高	63	(5)	資産運用費用明細表	75
	(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	64	(6)	利息及び配当金等収入明細表	75
	(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	65	(7)	有価証券売却益明細表	76
	(7) 契約者配当の状況	65	(8)	有価証券売却損明細表	76
	2. 保険契約に関する指標等	66	(9)	有価証券評価損明細表	76
	(1) 保有契約増加率	66	(10)	商品有価証券明細表	76
	(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	66	(11)	商品有価証券売却買高	76
	(3) 新契約率(対年度始)	66	(12)	有価証券明細表	76
	(4) 解約失効率(対年度始)	66	(13)	有価証券残存期間別残高	77
	(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	66	(14)	保有公社債の期末残高利回り	77
	(6) 死亡率(個人保険主契約)	66	(15)	業種別株式保有明細表	78
	(7) 特約発生率(個人保険)	67	(16)	貸付金明細表	78
	(8) 事業費率(対収入保険料)	67	(17)	貸付金残存期間別残高	78
	(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	67	(18)	国内企業向け貸付金企業規模別内訳	78
	(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	67	(19)	貸付金業種別内訳	78
	(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	67	(20)	貸付金使途別内訳	78
	(12) 未だ収受していない再保険金の額	67	(21)	貸付金地域別内訳	79
	(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	67	(22)	貸付金担保別内訳	79
	3. 経理に関する指標等	68	(23)	有形固定資産明細表	79
	(1) 支払備金明細表	68	(24)	固定資産等処分益明細表	79
			(25)	固定資産等処分損明細表	79
			(26)	賃貸用不動産等減価償却費明細表	79
			(27)	海外投融資の状況	80
			(28)	海外投融資利回り	80
			(29)	公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	80
			(30)	各種ローン金利	80
			(31)	その他の資産明細表	80
4	特別勘定に関する指標等	80	5.	有価証券等の時価情報(一般勘定)	80
5	保険会社及びその子会社等の状況	80			
6	生命保険協会統一開示項目一覧	81			

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	10,096	10,962	12,560	16,850	20,789
経常損失 (△)	△2,031	△197	△1,719	△2,382	△3,089
(参考) 保険業法第113条 繰延資産考慮前経常損益	88	△197	△1,719	△2,382	△3,089
基礎利益	△1,936	△120	△1,656	△2,195	△2,874
当期純損失 (△)	△1,889	△249	△1,735	△2,400	△3,114
資本金の額及び発行済株式の総数	12,136 51,145,000株	12,136 51,145,000株	12,136 51,145,000株	12,200 51,360,238株	16,731 60,611,136株
総資産	31,934	35,541	38,247	41,144	54,501
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	17,189	20,757	24,786	29,690	35,801
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	26,372	28,303	30,989	32,058	40,007
ソルベンシー・マージン比率	2,723.0%	2,455.8%	2,085.2%	2,117.1%	2,647.1%
従業員数	144名	151名	146名	160名	165名
保有契約高	1,966,965	2,059,703	2,289,567	2,565,269	2,994,198
個人保険	1,966,965	2,059,703	2,289,567	2,565,269	2,994,198
個人年金保険	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

- (注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
 2. 従業員数は、正社員及び契約社員を含んでおります。2016年度は当社からの出向者を含み、他社からの出向者を含んでおりません。2017年度以降は他社からの出向者を含み、当社からの出向者を含んでおりません。
 3. 保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益は、2016年度に保険業法第113条繰延資産を一括償却したため、2016年度は保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益を、2017年度以降については経常損益を記載しています。

2 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2020年3月31日時点)	2020年度 (2021年3月31日時点)
	金 額	
(資産の部)		
現金及び預貯金	1,377	2,059
現金	0	—
預貯金	1,377	2,059
買入金銭債権	299	999
金銭の信託	3,539	5,895
有価証券	32,058	40,007
国債	8,065	9,004
地方債	1,391	1,482
社債	18,119	21,301
株式	313	397
外国証券	0	0
その他の証券	4,167	7,821
有形固定資産	96	95
建物	14	12
リース資産	7	11
その他の有形固定資産	75	71
無形固定資産	742	1,252
ソフトウェア	597	520
ソフトウェア仮勘定	144	732
代理店貸	9	9
再保険貸	1,663	2,569
その他資産	1,356	1,612
未収金	1,132	1,362
前払費用	98	103
未収収益	52	71
預託金	73	73
仮払金	0	1
資産の部合計	41,144	54,501

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2020年3月31日時点)	2020年度 (2021年3月31日時点)
	金 額	
(負債の部)		
保険契約準備金	30,328	36,639
支払備金	638	837
責任準備金	29,690	35,801
代理店借	55	69
再保険借	225	301
その他負債	882	1,234
未払法人税等	3	3
未払金	35	71
未払費用	775	1,082
預り金	13	15
リース債務	7	11
資産除去債務	33	33
仮受金	13	16
特別法上の準備金	56	76
価格変動準備金	56	76
繰延税金負債	195	373
負債の部合計	31,744	38,694
(純資産の部)		
資本金	12,200	16,731
資本剰余金	12,200	16,731
資本準備金	12,200	16,731
利益剰余金	△15,502	△18,616
その他利益剰余金	△15,502	△18,616
繰越利益剰余金	△15,502	△18,616
自己株式	—	△0
株主資本合計	8,898	14,846
<small>その他有価証券評価差額金</small>	502	960
評価・換算差額等合計	502	960
純資産の部合計	9,400	15,806
負債及び純資産の部合計	41,144	54,501

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	金 額	
経常収益	16,850	20,789
保険料等収入	16,455	20,282
保険料	13,982	16,892
再保険収入	2,473	3,389
資産運用収益	339	433
利息及び配当金等収入	291	320
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	291	320
その他利息配当金	0	0
金銭の信託運用益	31	110
有価証券売却益	16	2
その他経常収益	55	73
その他の経常収益	55	73
経常費用	19,233	23,879
保険金等支払金	3,759	6,031
保険金	1,694	2,146
給付金	941	1,140
その他返戻金	0	0
再保険料	1,122	2,743
責任準備金等繰入額	5,072	6,310
支払備金繰入額	168	199
責任準備金繰入額	4,903	6,111
資産運用費用	151	2
支払利息	0	0
有価証券売却損	53	-
有価証券評価損	95	-
為替差損	0	0
その他運用費用	1	2
事業費	9,169	10,030
その他経常費用	1,081	1,503
税金	769	998
減価償却費	300	364
その他の経常費用	11	140
経常損失 (△)	△2,382	△3,089
特別損失	13	20
特別法上の準備金繰入額	13	20
価格変動準備金繰入額	13	20
税引前当期純損失 (△)	△2,396	△3,109
法人税及び住民税	4	4
法人税等合計	4	4
当期純損失 (△)	△2,400	△3,114

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	金 額	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△2,396	△3,109
減価償却費	300	364
支払備金の増減額 (△は減少)	168	199
責任準備金の増減額 (△は減少)	4,903	6,111
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	13	20
利息及び配当金等収入	△291	△320
有価証券関係損益 (△は益)	132	△2
支払利息	0	0
株式交付費	—	137
代理店貸の増減額 (△は増加)	△2	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	△1,593	△906
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△197	△235
代理店借の増減額 (△は減少)	△17	14
再保険借の増減額 (△は減少)	64	75
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	184	311
その他	1	△69
小計	1,271	2,591
利息及び配当金等の受取額	340	350
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	2	△4
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,613	2,937
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△450	△1,800
有価証券の取得による支出	△4,030	△9,518
有価証券の売却・償還による収入	2,690	1,713
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△1,789	△9,605
	△175	△6,667
有形固定資産の取得による支出	△56	△39
無形固定資産の取得による支出	△358	△791
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,204	△10,435
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	8,868
新株予約権の行使による株式の発行による収入	85	16
自己株式の取得による支出	—	△0
リース債務の返済による支出	△9	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	75	8,879
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△514	1,381
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,192	1,677
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,677	3,059

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
2018年度末残高	12,136	12,136	12,136	△ 13,101	△ 13,101	－	11,172	600	600	11,773
当期変動額										
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	20	20	20				41			41
新株の発行 (新株予約権の行使)	42	42	42				85			85
当期純損失 (△)				△ 2,400	△ 2,400		△ 2,400			△ 2,400
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								△ 98	△ 98	△ 98
当期変動額合計	63	63	63	△ 2,400	△ 2,400	－	△ 2,273	△ 98	△ 98	△ 2,372
2019年度末残高	12,200	12,200	12,200	△ 15,502	△ 15,502	－	8,898	502	502	9,400
当期変動額										
新株の発行	4,502	4,502	4,502				9,005			9,005
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	20	20	20				41			41
新株の発行 (新株予約権の行使)	8	8	8				16			16
当期純損失 (△)				△ 3,114	△ 3,114		△ 3,114			△ 3,114
自己株式の取得						△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								457	457	457
当期変動額合計	4,531	4,531	4,531	△ 3,114	△ 3,114	△ 0	5,948	457	457	6,406
2020年度末残高	16,731	16,731	16,731	△ 18,616	△ 18,616	△ 0	14,846	960	960	15,806

■注記事項

2019年度	2020年度
<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～18年 その他の有形固定資産 5～10年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上することとしております。 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。 なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしていません。</p> <p>(2) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～18年 その他の有形固定資産 5～10年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上することとしております。 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。 なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしていません。</p> <p>(2) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

2019年度	2020年度
	<p>6. 保険契約に関する会計処理</p> <p>(1) 保険料 保険業法施行規則第 69 条第 3 項に基づき、保険料については、契約応当日が到来している契約のうち、保険料の収納があったものについて、当該金額により計上しております。</p> <p>(2) 保険金・支払備金 保険金等支払金（再保険料を除く）については、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算出された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるものうち、それぞれ支払いが行われていないものについて、支払備金を積み立てております。</p> <p>(3) 責任準備金 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。責任準備金のうち保険料積立金については、以下の方式により計算しております。</p> <p>① 2018 年 3 月 31 日までに締結する保険契約 保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。</p> <p>② 2018 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約 平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算しております。 なお、責任準備金については保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において保険計理人が責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを確認しております。 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、所定の積立基準額以上を繰入計上し、積立限度額の範囲内で積み立てております。</p> <p>(4) 再保険 再保険収入及び再保険料については、再保険協約に基づき計上しております。 なお、新契約の一部（以下、出再契約）を対象として修正共同保険式再保険を行っております。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び取支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するものです。出再契約にかかる新契約費の一部は再保険収入に含まれる出再手数料として収益計上し、未償却出再手数料として再保険貸に資産計上され、その後一定の期間において費用である再保険料を含む再保険収支に基づいて段階的に償却されます。</p> <p>(追加情報) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。</p>

2019年度	2020年度
<p>6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。</p> <p>(2) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、以下の方式により計算しております。</p> <p>① 2018年3月31日までに締結する保険契約 保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>② 2018年4月1日以降に締結する保険契約 平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算しております。</p> <p>(表示方法の変更) (税効果会計関係) 前事業年度において、「1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳」における「繰延税金負債」の「その他」に含めていた「代理店手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。</p>	<p>7. その他計算書類作成のための基礎となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。</p> <p>(未適用の会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) <p>(1) 概要 国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針としてIFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。</p> <p>(2) 適用予定日 2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) <p>(1) 概要 国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。</p> <p>(2) 適用予定日 2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 「時価の算定に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。</p>

2019年度	2020年度
<p>(貸借対照表に関する注記)</p> <ol style="list-style-type: none"> 有形固定資産の減価償却累計額は、341 百万円であります。 関係会社に対する金銭債権の総額は 10 百万円、金銭債務の総額は 34 百万円であります。 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は 62 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は 216 百万円であります。 平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度末残高は 1,533 百万円であります。 (注) 当事業年度から新契約の一部（以下、出再契約）を対象とした修正共同保険式再保険を行っております。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するものです。出再契約にかかる新契約費の一部は出再手数料として収益計上し、未償却出再手数料として再保険貸に資産計上され、その後一定の期間において費用である再保険料を含む再保険収支に基づいて段階的に償却されます。 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、131 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 <p>(損益計算書に関する注記)</p> <ol style="list-style-type: none"> 有価証券売却益の内訳は、その他の証券 16 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は、その他の証券 53 百万円であります。 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 22 百万円、外国証券 73 百万円であります。 関係会社との取引による収益の総額は、53 百万円、費用の総額は、265 百万円であります。 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 34 百万円であります。 また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 28 百万円であります。 再保険収入には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 1,755 百万円を含んでおります。 また、再保険料には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 501 百万円を含んでおります。 (注) 当事業年度から新契約の一部（以下、出再契約）を対象とした修正共同保険式再保険を行っております。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するものです。平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額は、修正共同保険式再保険にかかる出再手数料であり、経常収益を増加させております。また、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額は、修正共同保険式再保険にかかる再保険料であり、経常費用を増加させております。出再手数料は出再契約が新規に発生した際に一時に収益として計上される一方で、再保険料は出再契約が終了するまで継続的に費用として計上されます。 	<p>(追加情報)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、先行きが不透明な状況が続いております。</p> <p>当社においても、保険料の払込猶予期間の延長や、みなし入院に関する特別な取り扱いを実施する等の影響が生じておりますが、現時点においてはこれらの措置が保険料収入や保険金等の支払い等に与える影響は限定的であります。</p> <p>そのため、当事業年度の計算書類において、新型コロナウイルス感染症拡大前と同様の仮定で会計上の見直しを行っております。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、将来の計算書類に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。</p> <p>(貸借対照表に関する注記)</p> <ol style="list-style-type: none"> 有形固定資産の減価償却累計額は、373 百万円であります。 関係会社に対する金銭債権の総額は 5 百万円、金銭債務の総額は 37 百万円であります。 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は 142 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は 272 百万円であります。 平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度末残高は 2,352 百万円であります。 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、140 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 <p>(損益計算書に関する注記)</p> <ol style="list-style-type: none"> 有価証券売却益の内訳は、その他の証券 2 百万円であります。 関係会社との取引による収益の総額は、71 百万円、費用の総額は、267 百万円であります。 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 79 百万円であります。 また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 56 百万円であります。 再保険収入には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 1,497 百万円を含んでおります。 また、再保険料には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 1,959 百万円を含んでおります。

2019年度						2020年度							
(株主資本等変動計算書に関する注記)						(株主資本等変動計算書に関する注記)							
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項						1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項							
(単位：株)						(単位：株)							
	当事業 年度期首 株式数	当事業 年度増加 株式数	当事業 年度減少 株式数	当事業 年度末 株式数			当事業 年度期首 株式数	当事業 年度増加 株式数	当事業 年度減少 株式数	当事業 年度末 株式数			
発行済株式						発行済株式							
普通株式	51,145,000	215,238	—	51,360,238		普通株式	51,360,238	9,250,898	—	60,611,136			
合計	51,145,000	215,238	—	51,360,238		合計	51,360,238	9,250,898	—	60,611,136			
自己株式						自己株式							
普通株式	—	—	—	—		普通株式	—	127	—	127			
合計	—	—	—	—		合計	—	127	—	127			
(変動事由の概要)						(変動事由の概要)							
譲渡制限付株式報酬の付与による増加 73,238株						発行済株式 新株の発行による増加 9,200,000株							
ストック・オプションの権利行使による増加 142,000株						譲渡制限付株式報酬の付与による増加 34,898株							
						ストック・オプションの権利行使による増加 16,000株							
						自己株式 単元未満株式の買取りによる増加 127株							
2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項						2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項							
	新株 予約権の 目的と なる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業 年度末 残高 (百万円)		新株 予約権の 目的と なる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業 年度末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末				当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
ストック・ オプション としての 新株予約権						—	ストック・ オプション としての 新株予約権					—	
合計						—	合計					—	
3. 配当に関する事項						3. 配当に関する事項							
該当事項はありません。						該当事項はありません。							
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)						(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)							
現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている「現金及び預貯金」及び「買入金銭債権」の合計額であります。						現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表における「現金及び現金同等物」の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預貯金」及び「買入金銭債権」であります。							
(リースにより使用する固定資産に関する注記)						(リースにより使用する固定資産に関する注記)							
(借主側)						(借主側)							
ファイナンス・リース取引						ファイナンス・リース取引							
所有権移転外ファイナンス・リース取引						所有権移転外ファイナンス・リース取引							
(1) リース資産の内容						(1) リース資産の内容							
(ア) 有形固定資産						有形固定資産							
主としてサーバー等事務機器であります。						主としてサーバー等事務機器であります。							
(イ) 無形固定資産													
ソフトウェアであります。													
(2) リース資産の減価償却の方法						(2) リース資産の減価償却の方法							
重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。						重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。							
(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)						(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)							
1. 金融商品の状況に関する事項						1. 金融商品の状況に関する事項							
(1) 金融商品に対する取組方針						(1) 金融商品に対する取組方針							
生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並び固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。						生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並び固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。							
そのため、現時点では、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携等の政策保有目的で、公開企業、及び、シナジー効果が見込めるベンチャー企業を含む非公開企業等の株式を保有しております。						そのため、現時点では、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携等の政策保有目的で、公開企業、及び、シナジー効果が見込めるベンチャー企業を含む非公開企業等の株式を保有しております。							
(2) 金融商品の内容及びそのリスク						(2) 金融商品の内容及びそのリスク							
生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、(d) 不動産投資リスクに細分化されます。						生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、(d) 不動産投資リスクに細分化されます。							
当社が保有する金融商品は主として国内および海外の公社債、株式、投資信託であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。						当社が保有する金融商品は主として国内および海外の公社債、株式、投資信託であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。							

2019年度	2020年度																																																																
<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 当社は、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、ALM委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。</p> <p>①市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM (Asset Liability Management：資産負債の総合管理) の考え方に基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に取り扱いしているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社へ与える影響をモニタリングしております。</p> <p>(b) 価格変動リスクの管理 当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュエーション・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。</p> <p>(c) 為替リスクの管理 当社は、外貨建て債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っております。当社は、資産運用リスク管理規程に基づき、リスク管理部が定期的にバリュエーション・アット・リスク等のリスク・リミットに為替リスクも1つの要因として含め、総合的な資産運用リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しております。</p> <p>②信用リスクの管理 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">1,377</td> <td style="text-align: right;">1,377</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(2) 買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">299</td> <td style="text-align: right;">299</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(3) 金銭の信託</td> <td style="text-align: right;">3,539</td> <td style="text-align: right;">3,539</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(4) 有価証券</td> <td style="text-align: right;">32,039</td> <td style="text-align: right;">33,946</td> <td style="text-align: right;">1,907</td> </tr> <tr> <td> 満期保有目的の債券</td> <td style="text-align: right;">8,914</td> <td style="text-align: right;">10,821</td> <td style="text-align: right;">1,907</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td style="text-align: right;">23,124</td> <td style="text-align: right;">23,124</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(5) その他資産 未収金</td> <td style="text-align: right;">1,132</td> <td style="text-align: right;">1,132</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項</p> <p>(1) 現金及び預貯金 預貯金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 買入金銭債権 買入金銭債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 金銭の信託 金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2020年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。</p> <p>(4) 有価証券 有価証券の時価は、2020年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(3) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。</p> <p>(5) その他資産 未収金 未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	1,377	1,377	-	(2) 買入金銭債権	299	299	-	(3) 金銭の信託	3,539	3,539	-	(4) 有価証券	32,039	33,946	1,907	満期保有目的の債券	8,914	10,821	1,907	その他有価証券	23,124	23,124	-	(5) その他資産 未収金	1,132	1,132	-	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 当社は、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、ALM委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。</p> <p>①市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM (Asset Liability Management：資産負債の総合管理) の考え方に基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に取り扱いしているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社へ与える影響をモニタリングしております。</p> <p>(b) 価格変動リスクの管理 当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュエーション・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。</p> <p>(c) 為替リスクの管理 当社は、外貨建て債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っております。当社は、資産運用リスク管理規程に基づき、リスク管理部が定期的にバリュエーション・アット・リスク等のリスク・リミットに為替リスクも1つの要因として含め、総合的な資産運用リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しております。</p> <p>②信用リスクの管理 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">2,059</td> <td style="text-align: right;">2,059</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(2) 買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">999</td> <td style="text-align: right;">999</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(3) 金銭の信託</td> <td style="text-align: right;">5,895</td> <td style="text-align: right;">5,895</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(4) 有価証券</td> <td style="text-align: right;">39,988</td> <td style="text-align: right;">41,521</td> <td style="text-align: right;">1,533</td> </tr> <tr> <td> 満期保有目的の債券</td> <td style="text-align: right;">10,001</td> <td style="text-align: right;">11,535</td> <td style="text-align: right;">1,533</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td style="text-align: right;">29,986</td> <td style="text-align: right;">29,986</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(5) その他資産 未収金</td> <td style="text-align: right;">1,362</td> <td style="text-align: right;">1,362</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項</p> <p>(1) 現金及び預貯金 預貯金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 買入金銭債権 買入金銭債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 金銭の信託 金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2021年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。</p> <p>(4) 有価証券 有価証券の時価は、2021年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(3) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。</p> <p>(5) その他資産 未収金 未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	2,059	2,059	-	(2) 買入金銭債権	999	999	-	(3) 金銭の信託	5,895	5,895	-	(4) 有価証券	39,988	41,521	1,533	満期保有目的の債券	10,001	11,535	1,533	その他有価証券	29,986	29,986	-	(5) その他資産 未収金	1,362	1,362	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																														
(1) 現金及び預貯金	1,377	1,377	-																																																														
(2) 買入金銭債権	299	299	-																																																														
(3) 金銭の信託	3,539	3,539	-																																																														
(4) 有価証券	32,039	33,946	1,907																																																														
満期保有目的の債券	8,914	10,821	1,907																																																														
その他有価証券	23,124	23,124	-																																																														
(5) その他資産 未収金	1,132	1,132	-																																																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																														
(1) 現金及び預貯金	2,059	2,059	-																																																														
(2) 買入金銭債権	999	999	-																																																														
(3) 金銭の信託	5,895	5,895	-																																																														
(4) 有価証券	39,988	41,521	1,533																																																														
満期保有目的の債券	10,001	11,535	1,533																																																														
その他有価証券	29,986	29,986	-																																																														
(5) その他資産 未収金	1,362	1,362	-																																																														

2019年度

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
株式	19
外国証券	0

- (注) 1. 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。当事業年度において、株式について 22 百万円の減損処理を行っております。
2. 外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。当事業年度において、外国証券について 73 百万円の減損処理を行っております。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	1,377	-	-	-
買入金銭債権	300	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	100	-	-	8,700
その他有価証券のうち満期があるもの	1,500	10,200	2,800	3,600
その他資産 未収金	1,132	-	-	-
合計	4,410	10,200	2,800	12,300

(3) 有価証券に関する事項

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,714	8,205	1,491
	地方債	900	1,133	233
	社債	1,300	1,482	182
	その他	-	-	-
	小計	8,914	10,821	1,907
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債			
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	299	299	-
	小計	299	299	-
合計		9,214	11,121	1,907

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマースーパーを「その他」に含めております。

②その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,351	1,108	242
	地方債	491	417	73
	社債	7,192	6,935	257
	株式	294	100	193
	その他	2,412	2,312	99
	小計	11,741	10,874	866
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	9,627	9,710	△ 83
	株式	-	-	-
	その他	1,755	1,886	△ 130
	小計	11,383	11,597	△ 214
合計		23,124	22,472	652

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

2020年度

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
株式	19
外国証券	0

- (注) 1. 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。
2. 外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	2,059	-	-	-
買入金銭債権	1,000	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	9,900
その他有価証券のうち満期があるもの	1,300	12,400	2,900	4,700
その他資産 未収金	1,362	-	-	-
合計	5,721	12,400	2,900	14,600

(3) 有価証券に関する事項

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,707	7,959	1,251
	地方債	900	1,093	193
	社債	1,200	1,302	102
	その他	-	-	-
	小計	8,807	10,355	1,548
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債			
	国債	994	982	△ 11
	地方債	100	99	△ 0
	社債	99	97	△ 2
	その他	999	999	-
	小計	2,193	2,179	△ 14
合計		11,001	12,535	1,533

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマースーパーを「その他」に含めております。

②その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,302	1,108	194
	地方債	482	417	65
	社債	13,057	12,829	228
	株式	377	100	277
	その他	3,503	3,290	212
	小計	18,724	17,746	978
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	6,944	7,003	△ 59
	株式	-	-	-
	その他	4,318	4,423	△ 105
	小計	11,262	11,427	△ 164
合計		29,986	29,173	813

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

2019年度				2020年度			
③ 売却したその他有価証券				③ 売却したその他有価証券			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計	種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債				公社債			
国債	—	—	—	国債	—	—	—
地方債	—	—	—	地方債	—	—	—
社債	—	—	—	社債	—	—	—
株式	—	—	—	株式	—	—	—
外国証券	—	—	—	外国証券	—	—	—
その他の証券	359	16	53	その他の証券	102	2	—
合計	359	16	53	合計	102	2	—
(4) 金銭の信託に関する事項				(4) 金銭の信託に関する事項			
その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。				その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		
その他の金銭の信託	3,539	3,494	45	45	—		
(ストック・オプションに関する注記)				(ストック・オプションに関する注記)			
1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません				1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。			
2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況				2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況			
(1) ストック・オプションの内容				(1) ストック・オプションの内容			
	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション			2012年ストック・オプション		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社従業員 29名		付与対象者の区分及び人数	当社従業員 29名		
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 464,000株	普通株式 190,000株		株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 190,000株		
付与日	2010年1月25日	2012年1月27日		付与日	2012年1月27日		
権利確定条件	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。		権利確定条件	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。		
対象勤務期間	定め無し	定め無し		対象勤務期間	定め無し		
権利行使期間	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで		権利行使期間	2014年1月27日から 2022年1月25日まで		
(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。				(注) 株式数に換算して記載しております。			
(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況				(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況			
当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。				当事業年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。			
① ストック・オプションの数				① ストック・オプションの数			
	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション			2012年ストック・オプション		
権利確定前（株）				権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—		前事業年度末	—		
付与	—	—		付与	—		
失効	—	—		失効	—		
権利確定	—	—		権利確定	—		
未確定残	—	—		未確定残	—		
権利確定後（株）				権利確定後（株）			
前事業年度末	210,000	68,000		前事業年度末	68,000		
権利確定	—	—		権利確定	—		
権利行使	142,000	—		権利行使	16,000		
失効	68,000	—		失効	4,000		
未行使残	—	68,000		未行使残	48,000		
(注) 2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。							

2019年度				2020年度					
②単価情報				②単価情報					
	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション			2012年ストック・オプション				
権利行使価格(円)	600	1,000		権利行使価格(円)	1,000				
行使時平均株価(円)	700	—		行使時平均株価(円)	1,502				
付与日における公正な評価単価(円)	—	—		付与日における公正な評価単価(円)	—				
(注) 2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。									
3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法				3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法					
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。				基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。					
4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額				4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額					
(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額				(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額					
—百万円				12百万円					
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額				(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額					
14百万円				8百万円					
(税効果会計に関する注記)				(税効果会計に関する注記)					
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳				1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳					
(単位:百万円)				(単位:百万円)					
繰延税金資産				繰延税金資産					
税務上の繰越欠損金(注)	2,119			税務上の繰越欠損金(注)	2,189				
減価償却超過額	155			減価償却超過額	170				
保険契約準備金	393			保険契約準備金	655				
資産除去債務	9			資産除去債務	9				
代理店手数料	195			代理店手数料	118				
その他	143			その他	189				
繰延税金資産小計	3,016			繰延税金資産小計	3,332				
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△2,119			税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△2,189				
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△895			将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,142				
評価性引当額小計	△3,014			評価性引当額小計	△3,331				
繰延税金資産合計	1			繰延税金資産合計	1				
繰延税金負債との相殺	△1			繰延税金負債との相殺	△1				
繰延税金資産の純額	—			繰延税金資産の純額	—				
繰延税金負債				繰延税金負債					
その他有価証券評価差額金	△195			その他有価証券評価差額金	△373				
その他	△1			その他	△1				
繰延税金負債合計	△197			繰延税金負債合計	△375				
繰延税金資産との相殺	1			繰延税金資産との相殺	1				
繰延税金負債(△)の純額	△195			繰延税金負債(△)の純額	△373				
(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額				(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額					
(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ^(※)	555	886	677	2,119	税務上の繰越欠損金 ^(※)	441	445	1,302	2,189
評価性引当額	△555	△886	△677	△2,119	評価性引当額	△441	△445	△1,302	△2,189
繰延税金資産	—	—	—	—	繰延税金資産	—	—	—	—
(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。				(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。					
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳				2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳					
当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。				当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。					

2019年度					2020年度				
(関連当事者との取引に関する注記) 関連当事者との取引 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等					(関連当事者との取引に関する注記) 関連当事者との取引 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等				
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業
その他の関係 会社の子会社	auじぶん 銀行(株)	東京都中央区	62,500	銀行業	その他の関係 会社の子会社	auじぶん 銀行(株)	東京都中央区	67,500	銀行業
種類	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	種類	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
その他の関係 会社の子会社	-	資金の預入	資金の預入	600	その他の関係 会社の子会社	-	資金の預入	資金の預入	0
種類	科目	期末残高 (百万円)			種類	科目	期末残高 (百万円)		
その他の関係 会社の子会社	預貯金	600			その他の関係 会社の子会社	預貯金	600		
(注) 1. 資金の預入については、期間が短く、かつ、回転が早いいため、取引金額の欄には純額表示としております。 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 資金の預入については、一般取引条件と同様に決定しております。					(注) 1. 資金の預入については、期間が短く、かつ、回転が早いいため、取引金額の欄には純額表示としております。 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 資金の預入については、一般取引条件と同様に決定しております。				
(1 株当たり情報に関する注記) 1 株当たり純資産額は、183 円 03 銭であります。 1 株当たり当期純損失金額は、46 円 85 銭であります。					(1 株当たり情報に関する注記) 1 株当たり純資産額は、260 円 79 銭であります。 1 株当たり当期純損失金額は、53 円 87 銭であります。				
(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。					(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。				

5. 債務者区分による債権の状況

該当事項はありません。

6. リスク管理債権の状況

該当事項はありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	19,213	28,455
資本金等	8,898	14,846
価格変動準備金	56	76
危険準備金	1,722	2,003
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合100%)	627	1,200
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	7,908	10,328
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 (B)	1,815	2,149
$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$		
保険リスク相当額 R ₁	1,142	1,113
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	328	358
予定利率リスク相当額 R ₂	3	3
最低保証リスク相当額 R ₇	—	—
資産運用リスク相当額 R ₃	930	1,440
経営管理リスク相当額 R ₄	72	87
ソルベンシー・マージン比率		
(A) / ((1/2) × (B)) × 100	2,117.1%	2,647.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(参考) 実質純資産額 (実質資産負債差額)

(単位：百万円)

資産	2019年度末	2020年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (=①+②+③+④-⑤-⑥)	43,052	56,035
①貸借対照表の資産の部合計	41,144	54,501
②有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額	1,907	1,533
③有形固定資産含み損益	—	—
④上記以外の資産の含み損益	—	—
⑤その他有価証券に係る繰延税金資産	—	—
⑥繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産	—	—
負債	2019年度末	2020年度末
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (=①-②-③-④-⑤-⑥)	21,861	25,912
①貸借対照表の負債の部合計	31,744	38,694
②価格変動準備金	56	76
③危険準備金	1,722	2,003
④将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金の一部	7,908	10,328
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	7,908	10,328
配当準備金中の未割当額	—	—
⑤その他有価証券に係る繰延税金負債	195	373
⑥繰延ヘッジ損益に係る繰延税金負債	—	—
実質資産負債差額 (1) - (2)	21,190	30,122

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当事項はありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の債券	9,214	11,121	1,907	1,907	—	11,001	12,535	1,533	1,548	14
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	22,472	23,124	652	866	214	29,173	29,986	813	978	164
公 社 債	18,172	18,663	490	573	83	21,358	21,787	428	488	59
株 式	100	294	193	193	—	100	377	277	277	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	4,198	4,167	△31	99	130	7,714	7,821	107	212	105
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	31,686	34,246	2,560	2,774	214	40,174	42,521	2,347	2,526	178
公 社 債	27,086	29,485	2,398	2,481	83	31,360	33,322	1,962	2,036	73
株 式	100	294	193	193	—	100	377	277	277	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	4,198	4,167	△31	99	130	7,714	7,821	107	212	105
買入金銭債権	299	299	—	—	—	999	999	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。
2. 本表には、金銭の信託を含んでおりません。

③ 満期保有目的の債券の時価情報

（単位：百万円）

	種 類	2019年度末			2020年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	公 社 債	8,914	10,821	1,907	8,807	10,355	1,548
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が 貸借対照表計上額 を超えないもの	公 社 債	—	—	—	1,193	1,179	△14
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	299	299	—	999	999	—
合 計		9,214	11,121	1,907	11,001	12,535	1,533

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。

④責任準備金対応債券の時価情報

該当事項はありません。

⑤子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

⑥その他有価証券の時価情報

(単位：百万円)

	種 類	2019年度末			2020年度末		
		貸借対照表 計上額	帳簿価額	差 額	貸借対照表 計上額	帳簿価額	差 額
貸借対照表 計上額が 帳簿価額を 超えるもの	公 社 債	9,035	8,461	573	14,843	14,355	488
	株 式	294	100	193	377	100	277
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	2,412	2,312	99	3,503	3,290	212
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表 計上額が 帳簿価額を 超えないもの	公 社 債	9,627	9,710	△83	6,944	7,003	△59
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	1,755	1,886	△130	4,318	4,423	△105
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	23,124	22,472	652	29,986	29,173	813	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

⑦時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
そ の 他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	19	19
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	19	19
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	0	0
非上場外国債券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	19	19

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表 計上額	時 価	差 損 益		貸借対照表 計上額	時 価	差 損 益			
			差益	差損			差益	差損		
金 銭 の 信 託	3,539	3,539	-	-	-	5,895	5,895	-	-	-

・運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		帳簿価額	時 価	差 損 益			
			差益	差損			差益	差損		
満期保有目的の 金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応の 金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	3,494	3,539	45	45	-	5,375	5,895	520	552	32

(3) デリバティブ取引の時価情報

(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当事項はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2019年度	2020年度
基礎利益	A	△ 2,195	△ 2,874
キャピタル収益		16	65
金銭の信託運用益		—	62
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		16	2
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		162	0
金銭の信託運用損		12	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		53	—
有価証券評価損		95	—
金融派生商品費用		—	—
為替差損		0	0
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	△ 145	65
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	△ 2,340	△ 2,809
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		42	280
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		42	280
個別貸倒引当金繰入額		—	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 42	△ 280
経常損失（△）	A + B + C	△ 2,382	△ 3,089

（注） 1. 2020年度の基礎利益には、金銭の信託運用益48百万円を含んでおります。
2. 2019年度の基礎利益には、金銭の信託運用益43百万円を含んでおります。

11. 会社法による会計監査人の監査の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について会計監査人である有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

12. 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられている当社の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社は、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書に確認書を添付しているため、記載を省略しております。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当事項はありません。

3 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

以下のページをご参照ください。

- 会社情報 ③ 2020年度経営指標等の報告 (P.23)
- 業績データ ① 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 (P.40)

(2) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	2019年度末				2020年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	365,171	118.2	2,565,269	112.0	439,945	120.5	2,994,198	116.7
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

② 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	2019年度						2020年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	80,911	125.6	411,625	120.4	411,625	—	100,587	124.3	575,248	139.8	575,248	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 個人保険の件数は主契約の件数であり、第三分野保険（医療保障・生前給付保障等）を含みます。
 2. 個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(3) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	15,404	118.6	18,580	120.6
個人年金保険	—	—	—	—
合計	15,404	118.6	18,580	120.6
うち医療保障・生前給付保障等	7,863	120.9	9,436	120.0

② 新契約

(単位：百万円、%)

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	3,401	123.7	4,167	122.5
個人年金保険	—	—	—	—
合計	3,401	123.7	4,167	122.5
うち医療保障・生前給付保障等	2,016	125.3	2,260	112.1

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。
 2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（就業不能給付）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(参考)

当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、参考として1回あたりの保険料に単純に12を乗じたものを年換算保険料とした場合、下表のとおりになります。

①保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
合 計	15,514	118.6	18,713	120.6

②新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
		前年度末比		前年度末比
合 計	3,425	123.5	4,197	122.5

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		2019年度末	2020年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	2,565,269	2,994,198
		個人年金保険	-	-
		団体保険	-	-
		団体年金保険	-	-
		その他共計	2,565,269	2,994,198
	災害死亡	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(-)	(-)	
その他の条件付死亡	個人保険	(-)	(-)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(-)	(-)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
	その他共計	(-)	(-)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	-	-
		個人年金保険	-	-
		団体保険	-	-
		団体年金保険	-	-
		その他共計	-	-
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(-)	(-)	
その他	個人保険	-	-	
	個人年金保険	-	-	
	団体保険	-	-	
	団体年金保険	-	-	
	その他共計	-	-	
入院保障	災害入院	個人保険	(661)	(776)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
		その他共計	(661)	(776)
	疾病入院	個人保険	(661)	(776)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(661)	(776)	
その他の条件付入院	個人保険	(-)	(-)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(-)	(-)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
	その他共計	(-)	(-)	
就業不能保障	個人保険	(7,965)	(8,544)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(-)	(-)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
	その他共計	(7,965)	(8,544)	

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2019年度末	2020年度末
障 害 保 障	個人保険	-	-
	個人年金保険	-	-
	団体保険	-	-
	その他共計	-	-
手 術 保 障	個人保険	(77,716)	(98,573)
	個人年金保険	(-)	(-)
	団体保険	(-)	(-)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(77,716)	(98,573)

(注) 1. 主契約の付随保障部分及び第三分野保険に該当する部分は () 書きで表示しております。

2. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。

3. 就業不能保障欄の金額は就業不能給付金月額を表します。

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種別別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2019年度末	2020年度末
死 亡 保 険	終身保険	-	-
	定期付終身保険	-	-
	定期保険	2,565,269	2,994,198
	その他共計	2,565,269	2,994,198
生 死 混 合 保 険	養老保険	-	-
	定期付養老保険	-	-
	生存給付金付定期保険	-	-
	その他共計	-	-
生 存 保 険	-	-	
年 金 保 険	-	-	
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	個人年金保険	-	-
	災害割増特約	-	-
	傷害特約	-	-
	災害入院特約	-	-
	疾病特約	-	-
	成人病特約	-	-
その他の条件付入院特約	-	-	

(参考) 商品別保有契約高及び新契約高

①保有契約高

(単位：件、百万円)

商 品	2019年度末			2020年度末		
	件 数	金 額	年換算保険料	件 数	金 額	年換算保険料
定期死亡保険	175,713	2,565,269	7,540	213,597	2,994,198	9,143
終身医療保険	100,280	661	4,321	120,216	776	5,223
定期療養保険	9,105	-	259	8,840	-	252
就業不能保険	54,665	7,965	2,088	59,567	8,544	2,242
がん保険	25,408	28,457	1,194	37,725	40,929	1,718
合 計	365,171	-	15,404	439,945	-	18,580

②新契約高

(単位：件、百万円)

商 品	2019年度			2020年度		
	件 数	金 額	年換算保険料	件 数	金 額	年換算保険料
定期死亡保険	34,293	411,625	1,385	47,691	575,248	1,906
終身医療保険	21,807	132	954	27,496	164	1,239
定期療養保険	45	-	1	85	-	2
就業不能保険	9,917	1,313	352	9,701	1,257	335
がん保険	14,849	16,690	708	15,614	16,192	683
合 計	80,911	-	3,401	100,587	-	4,167

(注) 1. 金額欄の数字は、定期死亡保険については死亡保険金額、終身医療保険については入院給付金日額、就業不能保険については就業不能給付金月額、がん保険についてはがん診断一時金額の合計です。

2. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：件、百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2019年度末	2020年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	—	—
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	7,540	9,143
	その他共計	15,404	18,580
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個人年金保険	—	—

(7) 契約者配当の状況

該当事項はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
件数率	18.2	20.5
金額率	12.0	16.7

(注) 1. 金額率の算出に用いた金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
2. 当社は個人保険のみを取り扱っているため、個人保険の数値のみを記載しております。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区分	2019年度	2020年度
新契約平均保険金	5,087	5,718
保有契約平均保険金	7,024	6,805

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
件数率	26.2	27.5
金額率	18.0	22.4

(注) 1. 金額率の算出に用いた金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
2. 当社は個人保険のみを取り扱っているため、個人保険の数値のみを記載しております。

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
件数率	7.6	6.7
金額率	5.6	5.2

(注) 1. 金額率は、解約失効高に減額高を加えた金額を年度始保有契約高で除した率です。
2. 金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
3. 当社は個人保険のみを取り扱っているため、個人保険の数値のみを記載しております。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

2019年度	2020年度
42,335	41,725

(注) 平均月払保険料を年換算（12倍）して表示しております。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

区分	2019年度	2020年度
件数率	0.85	0.99
金額率	0.74	0.91

(注) 1. 死亡率は、死亡発生契約を経過保有契約で除した率として算出しており、経過保有契約は、毎月末の保有契約から算出しております。
2. 金額率の算出に用いた金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(7) 特約発生率（個人保険）

該当事項はありません。

(8) 事業費率（対収入保険料）

(単位：%)

2019年度	2020年度
65.6	59.4

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2019年度	2020年度
5	5

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2019年度	2020年度
100.0	100.0

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2019年度	2020年度
A格以上	76.8	88.4
BBB格以上	—	—
その他 (格付なし・不明・BB格以下)	23.2	11.6

(注) 1. S&P社の格付を使用し、S&P社の格付がない場合には、「その他」に区分しています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2019年度	2020年度
96	159

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2019年度	2020年度
第三分野発生率	13.8	13.3
医療（疾病）	17.1	15.8
がん	18.6	17.4
介護	—	—
その他	3.9	4.1

(注) 発生率は、給付金支払額に支払備金繰入額（既発生未報告分除く）と給付金支払に係る費用を加算したものを、保険料収入のうち当該期間に対応する部分の金額で除して算出したものです。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2019年度末	2020年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	430	610
	災 害 保 険 金	-	-
	高 度 障 害 保 険 金	6	2
	満 期 保 険 金	-	-
	そ の 他	-	-
	小 計	437	612
年 給 付 金	-	-	
解 約 返 戻 金	199	223	
保 険 金 据 置 支 払 金	-	-	
そ の 他 共 計	638	837	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2019年度末	2020年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	27,967	33,798
	(特 別 勘 定)	27,967	33,798
		-	-
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	-	-
	(特 別 勘 定)	-	-
		-	-
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	-	-
	(特 別 勘 定)	-	-
		-	-
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	-	-
(特 別 勘 定)	-	-	
	-	-	
そ の 他 (一 般 勘 定)	-	-	
(特 別 勘 定)	-	-	
	-	-	
小 計 (一 般 勘 定)	27,967	33,798	
(特 別 勘 定)	27,967	33,798	
	-	-	
危 険 準 備 金	1,722	2,003	
合 計	29,690	35,801	
(一 般 勘 定)	29,690	35,801	
(特 別 勘 定)	-	-	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合計
2019年度末	27,963	4	-	1,722	29,690
2020年度末	33,794	3	-	2,003	35,801

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	標準責任準備金、または5年チルメル式	標準責任準備金、または5年チルメル式
	標準責任準備金 対象外契約	該当ありません	該当ありません
積立率（危険準備金を除く）		96.7%	98.5%

(注) 積立率については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しております。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円、%）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2006年度～2010年度	6,351	1.50
2011年度	5,547	1.50
2012年度	4,803	1.50
2013年度	3,088	1.00
2014年度	2,747	1.00
2015年度	2,309	1.00
2016年度	1,716	1.00
2017年度	1,576	0.25
2018年度	2,538	0.25
2019年度	2,158	0.25
2020年度	960	0.25

（注）1. 「責任準備金残高」は、危険準備金を除いた責任準備金額を記載しております。
 2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しております。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数
 該当事項はありません。

(6) 契約者配当準備金明細表
 該当事項はありません。

(7) 引当金明細表

（単位：百万円）

区 分	2019年度			2020年度		
	当期首 残高	当期末 残高	当期 増減(△)額	当期首 残高	当期末 残高	当期 増減(△)額
価格変動準備金	42	56	13	56	76	20

(8) 特定海外債権引当勘定の状況
 該当事項はありません。

(9) 資本金等明細表

（単位：百万円）

区 分	2019年度					2020年度				
	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	摘要	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	摘要
資 本 金	12,136	63	—	12,200		12,200	4,531	—	16,731	
うち 既発行 株式	普通 株式 (51,145,000株)	(215,238株)	—	(51,360,238株)		(51,360,238株)	(9,250,898株)	—	(60,611,136株)	
	計	12,136	63	—	12,200	12,200	4,531	—	16,731	
資本 剰余金	資本 準備金	63	—	12,200		4,531	—	—	16,731	
	その他 資本 剰余金	—	—	—		—	—	—	—	
	計	12,136	63	—	12,200	12,200	4,531	—	16,731	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
個 人 保 険	13,982	16,892
(うち一時払)	-	-
(うち年払)	-	-
(うち半年払)	-	-
(うち月払)	13,982	16,892
個 人 年 金 保 険	-	-
(うち一時払)	-	-
(うち年払)	-	-
(うち半年払)	-	-
(うち月払)	-	-
団 体 保 険	-	-
団 体 年 金 保 険	-	-
そ の 他 共 計	13,982	16,892

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度						合計
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	
死 亡 保 険 金	1,631	-	-	-	-	-	1,631
災 害 保 険 金	-	-	-	-	-	-	-
高 度 障 害 保 険 金	63	-	-	-	-	-	63
満 期 保 険 金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,694	-	-	-	-	-	1,694

(単位：百万円)

区 分	2020年度						合計
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	
死 亡 保 険 金	2,106	-	-	-	-	-	2,106
災 害 保 険 金	-	-	-	-	-	-	-
高 度 障 害 保 険 金	40	-	-	-	-	-	40
満 期 保 険 金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,146	-	-	-	-	-	2,146

(12) 年金明細表

該当事項はありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度						
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
死 亡 給 付 金	-	-	-	-	-	-	-
入 院 給 付 金	361	-	-	-	-	-	361
手 術 給 付 金	159	-	-	-	-	-	159
障 害 給 付 金	1	-	-	-	-	-	1
生 存 給 付 金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	419	-	-	-	-	-	419
合 計	941	-	-	-	-	-	941

(単位：百万円)

区 分	2020年度						
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
死 亡 給 付 金	-	-	-	-	-	-	-
入 院 給 付 金	421	-	-	-	-	-	421
手 術 給 付 金	194	-	-	-	-	-	194
障 害 給 付 金	1	-	-	-	-	-	1
生 存 給 付 金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	523	-	-	-	-	-	523
合 計	1,140	-	-	-	-	-	1,140

(14) 解約返戻金明細表

該当事項はありません。

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度				
	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有 形 固 定 資 産	438	45	341	96	77.9
建 物	120	2	106	14	88.1
リ ー ス 資 産	20	12	12	7	63.1
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	298	30	222	75	74.8
無 形 固 定 資 産	2,462	254	1,720	742	69.9
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	2,900	300	2,061	839	71.1

(単位：百万円)

区 分	2020年度				
	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有 形 固 定 資 産	468	39	373	95	79.6
建 物	120	1	108	12	89.3
リ ー ス 資 産	20	4	9	11	44.8
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	327	33	256	71	78.2
無 形 固 定 資 産	3,298	325	2,045	1,252	62.0
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	3,767	364	2,418	1,348	64.2

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
営 業 活 動 費	533	641
営 業 管 理 費	4,723	5,123
一 般 管 理 費	3,912	4,265
合 計	9,169	10,030

(注) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2019年度は10百万円、2020年度は11百万円発生しております。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国 税	580	748
消 費 税	547	711
特 別 法 人 事 業 税 (*)	13	12
印 紙 税	19	24
登 録 免 許 税	0	0
そ の 他 の 国 税	-	-
地 方 税	189	249
地 方 消 費 税	151	200
法 人 事 業 税	32	43
固 定 資 産 税	1	1
事 業 所 税	4	4
そ の 他 の 地 方 税	-	-
合 計	769	998

(* : 2019年度は地方法人特別税)

(18) リース取引

該当事項はありません。

(19) 借入金残存期間別残高

該当事項はありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 2020年度の資産の運用状況

イ. 当社の運用方針

当事業年度においても、国債など高格付けの円金利資産を中心とした運用を継続しました。また、適切なリスク管理のもとで株式及び国内外の債券などを対象とした投資信託への投資を通じて資産の多様化を行っています。

2020年7月に実施した海外募集による新株式発行の調達資金(9,005百万円)についても同様の方針にて運用を行っています。

ロ. 運用環境

主要国の株式市場は2020年2～3月に新型コロナウイルス感染症をきっかけとして大きく下落したあと、各国中央銀行・政府が実施した緊急的な金融政策や、財政対応から急速に値を戻しました。夏場～秋口に、米大統領選を控える中、感染再拡大したことを嫌気して足踏みする時期もありましたが、2020年11月以降はワクチン開発進展や米新大統領の大型経済対策が支援材料となり再度力強く上昇しました。

米国の債券市場は、2019年度後半に大きく金利低下したあと、長期金利は年度初～夏場にかけて超低水準横ばいで推移しました。その後景気回復期待や、株式市場への資金シフトから長期金利は徐々に上昇に転じ、2021年1月以降は新大統領の打ち出す経済対策が増税を伴うとの観測や景気回復に起因するインフレ懸念が高まり金利上昇は加速しました。

当社の主要運用対象となる国内債券市場は、日本銀行が資産買入れ強化や企業金融支援等の新型コロナウイルス感染症対策を打ち出し、緩和スタンスを維持したことから、長期金利は低水準で推移しました。夏場以降は主要国と同様に金利はやや上昇しましたが上昇幅は限定的なものにとどまりました。

為替市場では、ドル円は2020年6月の109円台から2021年1月の102円台まで緩やかな円高の動きとなりました。その後年度末にかけて米長期金利上昇を受けて円安に転じました。円はユーロやポンドなど他の主要通貨に対しては総じて円安方向に推移しました。

前年度末との比較では、10年国債利回りが前事業年度末0.02%程度から当事業年度末0.09%程度、日経平均株価は前事業年度末18,900円台から当事業年度末29,100円台、ドル円は前事業年度末107円台から当事業年度末110円台での動きとなりました。

ハ. 運用実績の概況

当事業年度末の総資産は54,501百万円(前事業年度末41,144百万円)、このうち、現金及び預貯金、買入金債権、金銭の信託に有価証券を加えた運用資産残高は48,962百万円(前事業年度末37,276百万円)となりました。また、当事業年度における資産運用収益は433百万円(前事業年度末339百万円)、利回りは0.96%(前事業年度0.51%)となりました。当事業年度末の保有債券の修正デュレーションは、前事業年度末の11.3年から今年度末は11.1年となりました。

②ポートフォリオの推移

イ.資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	1,377	3.3	2,059	3.8
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	299	0.7	999	1.8
商品有価証券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	3,539	8.6	5,895	10.8
有 価 証 券	32,058	77.9	40,007	73.4
公 社 債	27,577	67.0	31,788	58.3
株 式	313	0.8	397	0.7
外 国 証 券	0	0.0	0	0.0
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	0	0.0	0	0.0
その他の証券	4,167	10.1	7,821	14.4
貸 付 金	—	—	—	—
不 動 産	14	0.0	12	0.0
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	3,853	9.4	5,526	10.1
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	41,144	100.0	54,501	100.0
うち外貨建資産	0	0.0	0	0.0

(注) 不動産については、建物を計上しております。

ロ.資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	185	681
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	△699	699
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	425	2,355
有 価 証 券	1,069	7,949
公 社 債	1,348	4,211
株 式	△ 49	83
外 国 証 券	△45	—
公 社 債	—	—
株 式 等	△45	—
その他の証券	△184	3,653
貸 付 金	—	—
不 動 産	△2	△ 1
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	1,918	1,672
貸 倒 引 当 金	—	—
合 計	2,896	13,357
うち外貨建資産	△ 45	—

(注) 不動産については、建物を計上しております。

(2) 資産別運用利回り

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	0.02	0.02
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	0.85	2.28
有 価 証 券	0.50	0.89
う ち 公 社 債	0.82	0.80
う ち 株 式	△ 3.79	2.61
う ち 外 国 証 券	△ 206.15	—
貸 付 金	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	0.47	0.87
う ち 海 外 投 融 資	△ 206.15	—

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	1,210	3,590
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	692	599
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	3,446	4,752
有 価 証 券	31,606	36,126
う ち 公 社 債	27,093	30,148
う ち 株 式	355	369
う ち 外 国 証 券	35	0
貸 付 金	—	—
不 動 産	15	13
一 般 勘 定 計	39,851	49,664
う ち 海 外 投 融 資	35	0

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	291	320
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	31	110
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	16	2
有価証券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
貸倒引当金戻入額	-	-
その他運用収益	-	-
合 計	339	433

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
支 払 利 息	0	0
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	53	-
有価証券評価損	95	-
有価証券償還損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為替差損	0	0
貸倒引当金繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	1	2
合 計	151	2

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	291	320
公社債利息	221	242
株式配当金	8	9
外国証券利息配当金	-	-
貸付金利息	-	-
不動産賃貸料	-	-
その他共計	291	320

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	16	2

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	53	—

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	22	—
外 国 証 券	73	—
そ の 他 共 計	95	—

(10) 商品有価証券明細表

該当事項はありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当事項はありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	8,065	25.2	9,004	22.5
地 方 債	1,391	4.3	1,482	3.7
社 債	18,119	56.5	21,301	53.2
うち公社・公団債	962	3.0	1,044	2.6
株 式	313	1.0	397	1.0
外 国 証 券	0	0.0	0	0.0
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	0	0.0	0	0.0
そ の 他 の 証 券	4,167	13.0	7,821	19.5
合 計	32,058	100.0	40,007	100.0

(注) 2020年度に有価証券区分の見直しを実施したため、2019年度末の金額を変更しています。

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2019年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (*)	
有 価 証 券	1,600	4,411	5,792	2,174	613	17,466	32,058
国 債	-	-	-	-	-	8,065	8,065
地 方 債	-	-	-	-	-	1,391	1,391
社 債	1,600	4,411	5,792	2,174	613	3,527	18,119
株 式						313	313
外 国 証 券	-	-	-	-	-	0	0
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	0	0
その他の証券	-	-	-	-	-	4,167	4,167
買入金銭債権	299	-	-	-	-	-	299
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,900	4,411	5,792	2,174	613	17,466	32,358

(単位：百万円)

区 分	2020年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (*)	
有 価 証 券	1,301	5,522	6,918	1,595	1,313	23,356	40,007
国 債	-	-	-	-	-	9,004	9,004
地 方 債	-	-	-	-	-	1,482	1,482
社 債	1,301	5,522	6,918	1,595	1,313	4,650	21,301
株 式						397	397
外 国 証 券	-	-	-	-	-	0	0
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	0	0
その他の証券	-	-	-	-	-	7,821	7,821
買入金銭債権	999	-	-	-	-	-	999
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,301	5,522	6,918	1,595	1,313	23,356	41,007

(*：期間の定めのないものを含む)

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2019年度末	2020年度末
公 社 債	0.84	0.81
外 国 公 社 債	-	-

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
水産・農林業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業				
食料品	—	—	—	—
繊維製品	—	—	—	—
パルプ・紙	—	—	—	—
化学	—	—	—	—
医薬品	—	—	—	—
石油・石炭製品	—	—	—	—
ゴム製品	—	—	—	—
ガラス・土石製品	—	—	—	—
鉄鋼	—	—	—	—
非鉄金属	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—
機械	—	—	—	—
電気機器	—	—	—	—
輸送用機器	—	—	—	—
精密機器	19	6.3	19	5.0
その他製品	—	—	—	—
電気・ガス業	—	—	—	—
運輸・情報通信業				
陸運業	—	—	—	—
海運業	—	—	—	—
空運業	—	—	—	—
倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
情報・通信業	—	—	—	—
商業				
卸売業	—	—	—	—
小売業	—	—	—	—
金融・保険業				
銀行業	—	—	—	—
証券、商品先物取引業	—	—	—	—
保険業	294	93.7	377	95.0
その他金融業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—
合計	313	100.0	397	100.0

(注) 区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しております。

(16) 貸付金明細表

該当事項はありません。

(17) 貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当事項はありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

(21) 貸付金地域別内訳
該当事項はありません。

(22) 貸付金担保別内訳
該当事項はありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	2019年度						
	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
土地	—	—	—	—	—	—	—
建物	16	0	—	2	14	106	88.1
リース資産	19	—	—	12	7	12	63.1
建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	62	43	0	30	75	222	74.8
合 計	99	43	0	45	96	341	77.9
うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	2020年度						
	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
土地	—	—	—	—	—	—	—
建物	14	0	—	1	12	108	89.3
リース資産	7	9	9	4	11	9	44.8
建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	75	29	—	33	71	256	78.2
合 計	96	39	9	39	95	373	79.6
うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	2019年度末	2020年度末
不動産残高	14	12
営業用	14	12
賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数	—	—

(24) 固定資産等処分益明細表
該当事項はありません。

(25) 固定資産等処分損明細表
該当事項はありません。

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表
該当事項はありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末			
		占率		占率		
外 貨 建 資 産	株	式	0	100.0	0	100.0
合 計	計	海 外 投 融 資	0	100.0	0	100.0

②外貨建資産の通貨別・地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
		占率		占率
米 国 ・ 米 ド ル	0	50.0	0	50.0
英 国 ・ 英 ポ ン ド	0	50.0	0	50.0
合 計	0	100.0	0	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2019年度	2020年度
△206.15	—

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当事項はありません。

(30) 各種ローン金利

該当事項はありません。

(31) その他の資産明細表

該当事項はありません。

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の保有する資産は、一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「[\[2\] 9. 有価証券等の時価情報（会社計）](#)」の内容と相違ありません。[\[2\] 9. \(P.57\)](#)をご参照ください。

4 特別勘定に関する指標等

該当事項はありません。

5 保険会社及びその子会社等の状況

該当事項はありません。

6 生命保険協会統一開示項目一覧

<p>I 保険会社の概況及び組織</p> <p>1 沿革16</p> <p>2 経営の組織20</p> <p>3 店舗網一覧20</p> <p>4 資本金の推移21</p> <p>5 株式の総数21</p> <p>6 株式の状況 (発行済株式の種類等) (大株主(上位10以上の株主の氏名、持株数、発行済株式総数に占める割合))21</p> <p>7 主要株主の状況21</p> <p>8 取締役及び執行役(役職名・氏名)18</p> <p>9 会計参与の氏名又は名称21</p> <p>10 会計監査人の氏名又は名称21</p> <p>11 従業員の在籍・採用状況20</p> <p>12 平均給与(内勤職員)20</p> <p>13 平均給与(営業職員)20</p> <p>II 保険会社の主要な業務の内容</p> <p>1 主要な業務の内容22</p> <p>2 経営方針22</p> <p>III 直近事業年度における事業の概況</p> <p>1 直近事業年度における事業の概況28</p> <p>2 契約者懇談会開催の概況29</p> <p>3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例29</p> <p>4 契約者に対する情報提供の実態30</p> <p>5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法30</p> <p>6 営業職員・代理店教育・研修の概略30</p> <p>7 新規開発商品の状況31</p> <p>8 保険商品一覧31</p> <p>9 情報システムに関する状況37</p> <p>10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況38</p> <p>IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標40</p> <p>V 財産の状況</p> <p>1 貸借対照表41</p> <p>2 損益計算書43</p> <p>3 キャッシュ・フロー計算書44</p> <p>4 株主資本等変動計算書45</p> <p>5 債務者区分による債権の状況56</p> <p>6 リスク管理債権の状況56</p> <p>7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況56</p> <p>8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)56</p> <p>9 有価証券等の時価情報(会社計)57 (有価証券)57 (金銭の信託)59 (デリバティブ取引)59</p> <p>10 経常利益等の明細(基礎利益)60</p> <p>11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨60</p> <p>12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨60</p> <p>13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨60</p>	<p>14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容60</p> <p>VI 業務の状況を示す指標等</p> <p>1 主要な業務の状況を示す指標等61</p> <p>(1) 決算業績の概況23、40</p> <p>(2) 保有契約高及び新契約高61</p> <p>(3) 年換算保険料61</p> <p>(4) 保障機能別保有契約高63</p> <p>(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高64</p> <p>(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料65</p> <p>(7) 契約者配当の状況65</p> <p>2 保険契約に関する指標等</p> <p>(1) 保有契約増加率66</p> <p>(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)66</p> <p>(3) 新契約率(対年度始)66</p> <p>(4) 解約失効率(対年度始)66</p> <p>(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)66</p> <p>(6) 死亡率(個人保険主契約)66</p> <p>(7) 特約発生率(個人保険)67</p> <p>(8) 事業費率(対収入保険料)67</p> <p>(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数67</p> <p>(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合67</p> <p>(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合67</p> <p>(12) 未収受再保険金の額67</p> <p>(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合67</p> <p>3 経理に関する指標等</p> <p>(1) 支払備金明細表68</p> <p>(2) 責任準備金明細表68</p> <p>(3) 責任準備金残高の内訳68</p> <p>(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)68</p> <p>(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数69</p> <p>(6) 契約者配当準備金明細表69</p> <p>(7) 引当金明細表69</p> <p>(8) 特定海外債権引当勘定の状況69</p> <p>(9) 資本金等明細表69</p> <p>(10) 保険料明細表70</p> <p>(11) 保険金明細表70</p> <p>(12) 年金明細表70</p> <p>(13) 給付金明細表71</p> <p>(14) 解約返戻金明細表71</p> <p>(15) 減価償却費明細表71</p> <p>(16) 事業費明細表71</p>	<p>(17) 税金明細表72</p> <p>(18) リース取引72</p> <p>(19) 借入金残存期間別残高72</p> <p>4 資産運用に関する指標等</p> <p>(1) 資産運用の概況72 (年度の資産の運用概況)72 (ポートフォリオの推移(資産の構成及び資産の増減))73</p> <p>(2) 運用利回り74</p> <p>(3) 主要資産の平均残高74</p> <p>(4) 資産運用収益明細表75</p> <p>(5) 資産運用費用明細表75</p> <p>(6) 利息及び配当金等収入明細表75</p> <p>(7) 有価証券売却益明細表76</p> <p>(8) 有価証券売却損明細表76</p> <p>(9) 有価証券評価損明細表76</p> <p>(10) 商品有価証券明細表76</p> <p>(11) 商品有価証券売買高76</p> <p>(12) 有価証券明細表76</p> <p>(13) 有価証券残存期間別残高77</p> <p>(14) 保有公社債の期末残高利回り77</p> <p>(15) 業種別株式保有明細表78</p> <p>(16) 貸付金明細表78</p> <p>(17) 貸付金残存期間別残高78</p> <p>(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳78</p> <p>(19) 貸付金業種別内訳78</p> <p>(20) 貸付金使途別内訳78</p> <p>(21) 貸付金地域別内訳79</p> <p>(22) 貸付金担保別内訳79</p> <p>(23) 有形固定資産明細表 (有形固定資産の明細)79 (不動産残高及び賃貸用ビル保有数)79</p> <p>(24) 固定資産等処分益明細表79</p> <p>(25) 固定資産等処分損明細表79</p> <p>(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表79</p> <p>(27) 海外投融資の状況 (資産別明細)80 (地域別構成)80 (外貨建資産の通貨別構成)80</p> <p>(28) 海外投融資利回り80</p> <p>(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)80</p> <p>(30) 各種ローン金利80</p> <p>(31) その他の資産明細表80</p> <p>5 有価証券等の時価情報(一般勘定)80</p> <p>VII 保険会社の運営</p> <p>1 リスク管理の体制37</p> <p>2 法令遵守の体制36</p> <p>3 法第二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性37</p> <p>4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第五十五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称30</p> <p>5 個人データ保護について37</p> <p>6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針38</p> <p>VIII 特別勘定に関する指標等80</p> <p>IX 保険会社及びその子会社等の状況80</p>
---	---	--

本ディスクロージャー誌は、保険業法及び生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しております。



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

**正直に
わかりやすく、
安くて、便利に。**

お問合せ先

保険相談、保険の申し込み、ご契約内容などに関するお問い合わせ

 **0120-205566** (通話無料)

受付時間：平日9時～20時、土日祝9時～18時（年未年始は除く）

*日祝は保険相談のみの受付となります。

保険金、給付金のご請求に関するお問い合わせ

 **0120-717991** (通話無料)

受付時間：平日9時～17時30分（年未年始、土日祝は除く）

ライフネット生命ウェブサイト

<https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル
03-5216-7900 (代表)

ライフネット生命の現状2021 (2021年7月作成)

本ディスクロージャー誌は保険業法第111条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）及び生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しております。

<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/library/disclosure.html>

ライフネット生命保険株式会社

www.lifenet-seimei.co.jp